

# 令和3年第6回阿武町議会定例会 会議録

## 第 1 号

令和3年12月8日(木曜日)

開 会 9時00分 ～ 散 会 15時57分

### 議事日程

開会 令和3年12月8日(水) 9時00分

開会の宣告

議長諸般の報告

町長あいさつ

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 一般質問

日程第4 議案第1号 阿武町過疎地域持続的発展計画を定めることについて

日程第5 議案第2号 阿武町固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

日程第6 議案第3号 阿武町国民健康保険条例の一部を改正する条例

日程第7 議案第4号 阿武町まちの縁側拠点施設ABUキャンプフィールドの設置及び管理に関する条例

- 日程第8 議案第5号 指定管理者の指定について
- 日程第9 議案第6号 町道路線の変更について
- 日程第10 議案第7号 令和3年度阿武町一般会計補正予算(第5回)
- 日程第11 議案第8号 令和3年度阿武町国民健康保険事業(事業勘定)特別会計補正予算(第3回)
- 日程第12 議案第9号 令和3年度阿武町国民健康保険事業(直診勘定)特別会計補正予算(第2回)
- 日程第13 議案第10号 令和3年度阿武町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1回)

### 本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

**出席議員(8名)**

**議席番号**

1番	米	津	高	明
2番	上	村	萌	那
3番	白	松	靖	之
4番	西	村	容	子
5番	松	田		穰
6番	池	田	倫	拓
7番 副議長	市	原		旭
8番 議長	末	若	憲	二

**欠席議員** なし

**欠員** なし

**説明のため出席したもの**

町長	花	田	憲	彦
副町長 (総務課長事務取扱)	中	野	貴	夫
教育長	能	野	祐	司
まちづくり推進課長	藤	村	憲	司
健康福祉課長	羽	鳥	純	香
戸籍税務課長	工	藤	茂	篤
農林水産課長	野	原		淳
土木建築課長	高	橋	仁	志
教育委員会事務局長	藤	田	康	志
会計管理者	近	藤		進
福賀支所長	佐	村	秀	典
宇田郷支所長	水	津	繁	斉

**欠席参与**                      **なし****事務局職員出席者**

議会事務局長	俣	野	有	紀
議会書記	矢	次	信	夫

**開会 9時00分****開会の宣告**

○議長（末若憲二） 全員ご起立をお願いします。互礼を交わします。一同礼。おはようございます。ご着席ください。

○議長 開会にあたり一言ご挨拶を申し上げます。本日、令和3年第6回阿武町議会定例会が招集されましたが、議員各位におかれましては、諸事ご多端な中応召ご出席賜りまことにありがとうございます。12月を迎え本日は8日となり、今年も後20日ばかりとなりました。また、本日は80年前に日本とアメリカとの太平洋戦争が始まった日であり、我々は経験してはおりませんが、二度とあのような悲惨な戦争はしてはならないと強く思うものでありますとともに、この地球上から醜い争いが一刻も早く無くなることを望んでいます。また、今年も新型コロナウイルス感染症に振り回された一年でありました。日本の感染者数は、抑えられて少人数で推移していますが、ここに来て感染力の強い新しい変異株オミクロン株が世界的感染拡大中であります。せっかくコロナからの経済活動や社会活動の立て直しに取り組み始めたところでの新しいオミクロン株に心配をしております。日本においても、海外からの入国者2人とイタリアからの日本人帰国者1人の計3人の感染者が発表され、今後、国内において感染拡大となると、第6波となり医療機関が混乱を起こすと思われますので、政府においてはしっかりと水際対策を行っていただきたいと思えます。今回の定例会は、令和3年締めくくりの定例会であります。議会議員選挙において新しく議員となられた皆さんには初めての定例会であります。いささか緊張気味ではあろうかと思えますが、先輩議員に倣って頑張ってもらいたいと思えます。また、今期定例会では7人からの一般

質問が行われます。過去最高の数だと思います。大変うれしく思います。

結びに、議員各位の公正なる判断と慎重なる審議を賜りますようお願いいたします。開会にあたっての挨拶といたします。

○議長 本定例会に付議されます案件は、議案10件、全員協議会における報告1件、また7人の方から一般質問の通告がなされております。本日の出席議員は8人全員です。ただ今より令和3年第6回阿武町議会定例会を開会します。

○議長 これより本日の会議を開きます。続いて議事に入ります。本日の議事日程については、お手元に配布されているとおり、一般質問、議案説明及び委員会付託です。

### 議長諸般の報告

○議長 これより日程に入るに先立ち、過ぐる9月9日開催の令和3年第4回阿武町議会定例会以降、本日までの会議等を含め諸般の報告を行います。

10月17日、第17回阿武町グラウンドゴルフ大会がグリーンパークあぶで開催され、本職が出席しました。

10月29日 令和3年第2回山口県後期高齢者医療広域連合議会定例会が山口市で開催され、本職が出席しました。

11月2日、山口県町議会議長会11月定例会が山口市で開催され、本職が出席しました。

11月15日 全国過疎地域連盟第145回理事会が東京都で開催され、本職が出席しました。同日、山陰道等早期整備決起大会が萩市で開催され、副議長及び議員5名が出席しました。

11月26日 第65回町村議会議長全国大会が東京都で開催され、本職が出席しました。

12月1日 議会運営委員会が役場委員会室で開催され、今期定例会の議会運営等について協議がなされました。同日、令和3年度地域づくり研究集会が町民センターで開催され、議員各位出席されたことはご高承のとおりです。

以上で諸般の報告を終わります。

### 町長あいさつ

○議長 ここで、本定例会の開会にあたり、町長が挨拶を行います。町長。

○町長（花田憲彦） 令和3年第6回阿武町議会定例会の開会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

年の瀬を迎え、何かと気ぜわしくなって参りましたが、議員各位におかれましては、諸事ご多繁の中を本定例会にご出席いただきまして、まことにありがとうございます。心から厚くお礼申し上げます。

さて、政府においては、現在開会中の臨時国会において、一般会計の歳出総額が過去最大の約 36 兆円となる新たな補正予算が審議されるほか、今月下旬に閣議決定が予定されております来年度の当初予算案を合わせて「16 ヶ月予算」と銘打って、再来年の3月まで切れ目なく景気をてこ入れして、コロナ禍で傷んだ経済を立て直すこととされているところです。ただし、補正予算の財源の6割は、新たな国債の発行で賄うこととされ、年度末の国債発行残高は、初めて 1,000 兆円を突破することとなり、来年度当初予算の財源についても、大量の国債の発行が避けられないことから、財政悪化の加速が懸念される場所でもあります。補正予算の歳出の9割近くは、コロナ対策関連が占めているわけではありますが、内容的には、新型コロナ感染予防をはじめ、社会経済活動の再開と危機への備え、さらに新しい資本主義への起動、そして安全・安心の確保の4本柱で事業実施とされており、特に18歳以下の子どもを対象とした給付金については、年内に現金5万円を先行してお届け

し、残りの5万円分は、これも今現金でもという話も聞こえてきますが、現時点では正式には、子育て関連に使えるクーポンとして、来年の入学シーズンまでに給付するというようになっておるようであります。そのほか、ワクチン接種体制の整備をはじめ、住民税非課税の低所得世帯に対する10万円の給付、売上が急減した中小事業者に最大250万円を支給する事業復活支援金、観光支援のGoToトラベルの再開、さらに保育士や看護師に対する賃金の引き上げなどが盛り込まれているところであります。また、地方自治体に関する新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金であります。6兆8,000億円が計上され、このほかにも、全額国費による新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の医療分の大幅な増額をはじめ、新型コロナウイルスワクチンの接種体制の整備あるいは、子育て世帯等臨時特別支援事業等について、それぞれ予算計上がされているところであります。現段階では、各都道府県、市区町村に交付される交付額や細かい内容が示されておられませんので、これらが明らかになった段階できちんとした対応をして参る所存であります。

次に、新型コロナの感染状況であります。全国的にワクチン接種が進んだこともあり、感染状況は落ち着いてきているところであります。ここに来て、新たな変異種のオミクロン株が、ヨーロッパに続いてカナダやアメリカでも確認されるなど、予断を許さない状況であり、日本においても、水際の対策が図られているところではあります。既に感染者が確認されており、こうした状況の中で、流行の第6波への備えを強めるため、今月からワクチンの3回目の追加接種が各地で始まったところであります。阿武町におきましても、12月中に医療従事者を対象に接種を行い、来年1月以降は、2回目の接種完了から8ヶ月を経過している18歳以上の住民を対象に、順次高齢者を優先しながら接種を拡大していくこととしております。今後、政府



からの通知により、期間の前倒しの可能性もあるところであります。いずれにいたしましても、町民の皆様には、今後とも基本的な感染対策としての3密の回避や会話時のマスクの着用、手洗い、手指消毒の徹底、そして換気の徹底等と呼びかけながら、引き続き緊張感をもって感染防止にご配慮いただく中で、新しい生活様式の実践に努めていただくようお願いしたいと思っております。また、新型コロナのため延期しておりました「八代亜紀アコースティックコンサート」も、先月の23日に、1年8ヶ月ぶりに開催することができ、ご来場いただいた多くの町民の皆様にも大変喜んでいただき、お礼や感謝の言葉も多くお聞きしたところであり、町民の皆さんにとっての、年に1回のお楽しみとして、今後ともこういったコンサート等の開催を企画したいと強く感じておるところであります。こうした中、コロナ禍で延期になっておりました「まちづくり懇談会」も、先月の25日、29日、30日の3日間、町内3地区で、2年ぶりに開催することができましたが、その際には、議員の皆様にも会場に足を運んでいただき、まことにありがとうございました。私は、今回の「まちづくり懇談会」において、人口の現状、人口の将来推計、地方創生の必要性と方向や選ばれる町になるための人口定住対策、さらに子育て支援、そして循環型社会の構築や稼げる町づくり、ABUキャンプフィールドとビジターセンターを拠点としたまちの縁側事業をはじめとする様々な取り組みのほか、風力発電への対応等多岐にわたり、私のまちづくりに対する姿勢を織り交ぜながら、包み隠さずお話をさせていただいたところあります。寒い時期での開催となり、一般住民の方の出席が少ない感じではありましたが、この懇談会を通じて、私の町づくりに対する基本的な考え方について、主要施策の概要等を織り交ぜながら説明を申し上げ、各所属長からも今年度の主要事業の概要等について説明したところでありまして、ご来場いただいた町民の皆様には、一定のご理解はいただけたのではないかなと思

っているところであります。また、意見交換の中では、草刈り作業労力負担軽減事業をはじめ、空き家問題、自治会での草刈り作業、ファミリー・サポートセンター制度の導入、光ファイバに対するビジョンや中には宇田浦の金子商店に対するご意見等もいただき、これまでの経緯や状況を踏まえて、丁寧にお答えしながら説明を申し上げ、これについても、一定のご理解と共通の認識を持っていただけたのではないかと考えているところであります。なお、懇談会の様子や内容については、町のホームページからも入ることができるY o u T u b eの映像により、広く情報発信するとともに、今月の広報紙にも掲載して周知することとしております。私は、町長に就任以来、町民の一人ひとりに寄り添うまちづくりに意を用いて政策を展開するため、これまでも自治会単位での懇談会の開催をはじめ、各地区で開催した「打てば響く！これからのまちづくり説明会」、また、保育園の保護者や小中学校のPTAの役員さん、あるいは農村青年協議会の若者たちとのカジュアルトークも開催し、また、老人クラブや婦人会の会合等に呼ばれた際には、なるべく最後までお付き合いし、広く皆さんからのご意見を伺って来たところでありますが、ここに来て、ようやくコロナ禍も落ち着いて参りましたので、今月の5日には、阿武小中のPTA役員の皆さんとのカジュアルトークも久しぶりに開催する事ができ、2時間にわたり本音で様々な意見交換をすることができました。また、今月16日には、福賀地区で、福賀分園、そして小学校、中学校の保護者の皆さんとのカジュアルトークも予定しているほか、みどり保育園の保護者の皆さんとのカジュアルトークについても、来年の1月15日の開催を予定しているところであります。また、今回の懇談会で出た宇田浦の金子商店の取り扱いに対する件につきましても、この21日に、地元関係者の皆さんともう一度現地踏査を行い、それを踏まえて協議することとしているところであり、今後とも様々な機会を捕えて、町民の皆さんと意見交換し

ながら、施策に反映させていくとともに、ご理解ご支援を賜りますよう努力をしていきたいと思っております。ただ、行政がいくら伝えたと思っても、こちらが思うほど、町民の皆さんにはご理解やご認識をいただけないことも、これは十分承知しているところであり、いわゆる「伝える」と「伝わる」の違いも実感をしているところでもあります。

ここで、情報提供であります、今年の3月の議会の全員協議会でご同意をいただいていることではあります「日本で最も美しい村連合」への加盟に係る現地審査が、去る2日、そして3日の2日間をかけて行われました。NPO法人「日本で最も美しい村連合」は、すばらしい地域資源を持つ美しい村や町が、日本で最も美しい村を宣言することで、自らの地域に誇りを持ち、将来にわたって美しい地域づくりを行い、地域の活性化と自立を住民自らの手で推進していくことを支援するもので、中でも、生活の営みにより形成されてきた景観や環境、地域の伝統文化を守り、これらを活用することで観光的付加価値を高め、地域の資源の保護と地域経済の発展に寄与することを目的とするものであります。今回の現地審査には、連合加盟の資格基準を満たしているかどうかを審査するために、2人の審査員が来町され、宇田浦界隈の散策、あるいは惣郷川橋梁、そして木与の棚田、清ヶ浜と遠岳キャンプ場、西台、そして無角の放牧、宇生賀盆地ほかの現地視察が行われ、それぞれの視察地では、関係者等との意見交換、そして福賀の神楽舞の見学、さらには道の駅のレストランやカドノヤシロでの食事、そして農家民宿「樵屋(きこりや)」での宿泊等、オール阿武町で審査に臨み、私も審査員のヒアリング、あるいは協議の席ではしっかりと阿武町のPRをさせていただいたところでもあります。この審査結果は、来年の2月以降に発表されるとのことでありますが、審査が無事通過して連合への加盟が認定されれば、例えば、あのラベンダーで有名な北海道の美瑛町、葉っぱビジネスの徳島県上勝町、ま

た、船屋の京都府伊根町、ゆずで有名な高知県馬路村、中国地方では、隠岐の海士町などとともに、「日本で最も美しい村」の名称とロゴマークの使用が認められて、町のブランド価値と観光的付加価値を高めるとともに、全国の加盟町村との連携・交流等が図られることになり、自分たちの住む地域に対する誇りの再認識と、新たな展開も期待できるものと思っているところであります。

以上、縷々申し上げましたが、現在進めているキャンプフィールド内のビジターセンターも今年中には完成し、来年早々には厨房機器等の備品の配置やキャンプフィールドのシンボルツリー等の樹木の植栽を行うほか、運営のためのスタッフのトレーニングやメニュー開発を行いながら、来年3月12日のグランドオープンに備えているところであります。これからも第7次阿武町総合計画「選ばれる町をつくる」に基づきながら、「打てば響く！町民1人ひとりに寄り添ったまちづくり」を合い言葉に、様々な地域課題に対する施策を積極的に展開して参る所存であります。議員各位には、前回の臨時会の挨拶の中でも申し上げましたとおり、本町の町づくりにつきましては、ここに至るまでには、その都度、議会を通じて政策等についてのご説明を申し上げ、議論を重ねていただいた経緯があり、理由があることを十分ご理解いただき、引き続きご支援ご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

それでは、本定例会にご提案申し上げ、ご審議をお願いいたします議案につきまして、その概要を簡単にご説明申し上げます。

今回の議案は10件であります。議案の内訳は、「阿武町過疎地域持続的発展計画」の策定をはじめ、新法との整合性を図るための「阿武町固定資産税の課税免除に関する条例」の一部改正、そして、出産育児一時金に係る「阿武町国民健康保険条例」の一部改正、また、「阿武町まちの縁側拠点施設ABUキャンプフィールドの設置及び管理に関する条例」の新たな制定、ま

た、それに係わる指定管理の指定、そして、町道の路線変更のほか、一般会計補正予算をはじめ国民健康保険の事業並びに直診勘定の補正、そして、農業集落排水事業の補正であります。また、全員協議会では、町の執行に係る工事等の「契約の締結報告について」の報告が1件であります。なお、ご提案いたしました各議案の詳細につきましては、ここでの説明は控えさせていただきます、その都度、担当参与からご説明をいたさせますので、ご審議の上ご議決賜りますようお願い申し上げます。開会にあたりましての挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長 以上で、町長の挨拶を終わります。

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長 これより日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により議長において、3番、白松靖之君、4番、西村容子君を指名します。

### 日程第2 会期の決定

○議長 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、過ぐる12月1日開催の議会運営委員会において審議の結果、お手元に配付してある会期日程のとおり、本日から12月15日までの8日間にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長 ご異議なしと認めます。よって会期は本日から12月15日までの8日間で決定しました。

### 日程第3 一般質問

○議長 日程第3、一般質問を行います。質問の通告者が7人ありますので、議長において通告順に発言を許します。はじめに、7番、市原 旭君、ご登壇ください。

○7番 市原 旭 再びこうして一般質問できるチャンスをいただきました。これからも自然の豊かさを生かしたまちづくり、阿武町の発展に寄与する質問あるいは提案をして参りたいと存じます。また、このたび副議長という身に余る大役をお受けいたしました。これまでの人生経験を生かし精一杯尽力する覚悟でございます。何とぞよろしくお願いをいたします。

それでは、通告に従いまして質問に入ります。住民参加の町づくりについて、町長に伺います。

まちづくり懇談会あるいはカジュアルトークということをされておりますが、今回の選挙で多くの方々と会話する機会がございました。そういった中、町政と住民とのコミュニケーション不足を強く感じました。基本的な部分でご理解いただけていない事に戸惑いさえ感じました。例えば、なぜ今キャンプ場なのか。ビジターセンターとは何か、必要なのか。あれだけの多額の予算を投じて採算は合うのか。まちの縁側事業に予算をかけるくらいなら高齢者に回すべきだ。山陰道ができて高速道路が開通すると阿武町は素通りになる、そんな事が分かっているのに道の駅周辺に投資しているのか。といった意見です。

こういった疑問は、事業が動き出す以前の企画段階ならあり得ます。むしろ多様な意見がある事が健全とさえ思いますが、既に事業は動き出しており、間もなく本稼働するというこの時期に耳にするとということ、この現状に住民の不信感、これまでの進め方の危うさを感じたものであります。これらの疑問、問題提起は、今、町として推し進めている地方創生事業の根幹をご理解いただけていないという事でありまして、議会で審議し議決した議員にも説

明責任があり、意見を伺った時も説明をさせていただきました。これまでも丁寧に説明をしたつもりではありましたが、残念ながら理解は十分されていなかったようです。執行部としても コロナ禍であり集会等の開催も難しい時期であった事は理解しています。実際、私の6月の一般質問で、町長は、まちづくり懇談会や各種の集会在困難な中ではありますが、私も極力機会を作って説明と対話をこれからも図って参りたいと思います、と答弁されています。ここに来て思うのは、本来の予定であれば「ABUキャンプフィールド」は、完成し稼働していたわけですが、諸事情によりオープンが延期になりました。この事をチャンスと捉え、また、コロナの状況も落ち着きを見せて来た今こそ、早急に再度丁寧な説明をすべきと考えておりました。そんな時に、正に以心伝心と申しますかそのタイミングで今回のまちづくり懇談会の開催。絶妙だったと思います。久々のまちづくり懇談会開催であったわけですが、詳細は、いずれ話し合う機会も当然ありましようが、今回は、先ほども町長のご挨拶の中にもありましたが、重複する部分もありましようが、開催しての率直なご意見を伺いたいと思います。今進めている各事業に対し、住民のご理解をどのように感じられたのか町長に伺いたいと思います。また、私も各会場の懇談会に参加しました。そこで感じた事ですが、先程私が述べた疑問については、懇談会では、ストロー現象として説明されており、そうならないための道の駅周辺の開発でありキャンプ場であるとのお話がありました。その時はパソコンを使った説明でございました。これまで、コロナ禍で会場での説明ができなかったのは、事実仕方がなかったのかもしれませんが、あの懇談会でのスライド説明をホームページ上にもっと早くアップすれば、もっと早い時期に周知できたのではないかと思います。実は、町長はこれまでもストロー現象等まちの縁側事業に関する説明を、広報をはじめ何度もされているのは事実であります。全員の心に残る事は無理かとは思

ますが、残念ながら印象に残っていなかった事ということにもなります。また、懇談会では、各課担当課長から、生活に役立つ補助金制度の説明もされていきました。これもまた、広報紙でこれまでも説明をされています。ですが、紙媒体は、必要な時には手元に無い事が大変多いものです。ほしいときに知る事のできるインターネットをはじめウェブ掲載を望みます。せっかくの補助金制度でございます。住民の皆さんに有効に利用してほしいと思います。住民参加の根底は、まず知って貰う事だと考えますし、そのためにも写真、動画なども適時用いて分かりやすく何度もお知らせする事だと思います。町長のお考えを伺います。また、町長はこれまで私が述べたまちづくり懇談会のほかにも各種の団体との気楽な意見交換会、カジュアルトークと銘打った会をされています。先ほどご挨拶の中にもありましたけれども、これまでの成果とこれからの予定等、お考えがあれば重複しますが再度ご説明いただけたらと思います。

さて、「住民参加、住民とともに作る」といった言葉は、大変耳に優しい言葉ですけれども、その実際、実行するには時間と手間がかかります。自分もこれまで、そして今も様々なイベント、行事を行っておりますが、私なりにも理解できる場所でもあります。明確なリーダーが存在して、目標や方向を理解、周知できたとしても、リーダーの強烈な情熱だけでひたすら押し通しても空回りになりがちが多いことです。そうなってくると、周りにしてみれば、人ごと、他人事となります。大切なのは、共に作って行く、係わっていただく事、どんな言葉よりも説得力があると思います。共に作っているんだという実感。住民の方々自らが実際に事業の中に係わり、短時間であっても共有した時があると思える事、共に歩んだ、あるいは歩調が合ったと思える事が大切だと思います。まずは、係わっていただく、体験していただく事が大切だと思いますが町長のお考えを伺います。



「利用し体験者になる」という具体的な提案を考えますと、例えば、A B Uキャンプフィールド、町内の各種団体等住民対象のお試しキャンプ体験の実施等は有効的な方法だと考えます。事業への理解は、実際に体験されると親しみやすさが飛躍的に向上すると思います。また、キャンプフィールドで、同窓会を開くといった事も提案をいたします。町外の方からは、スノーピーク監修キャンプ場と言っただけで「すごい」といった声も聞きます。世間では、正にキャンプブーム。しかも他のキャンプ場とは違い ここは阿武町の特産物が集結しています。鮮魚、海産物、新鮮野菜、果実、そして無角和牛、その上、とびっきりの日本酒、地酒があります。夕焼けが沈む日本海、阿武町を離れ都会に住んでいる町内出身者の望郷の念を後押しするに違いありません。ひいては、Uターンにも繋がるかもしれません。また、阿武町道の駅周辺には町の指定管理の施設が多くあります。この指定管理施設について、ご理解と利用促進の意味で、町内の様々な祭り、イベントあるいは愛好会等スポーツサークルの大会等のイベント賞品等として、阿武町道の駅の店舗、日本海温泉「鹿島の湯」、はじまりのレストラン「かしま」、ビジターセンターで使えるチケット、お食事券を配布する、ということは考えられませんか。利用されて貴重な意見を頂戴する事ができると思いますし、また、リピートとなり、あるいは口コミへと可能性が広がると思いますが、町長のお考えを伺います。また、道の駅周辺エリアは、これから先野菜や、加工品等様々なモノの販路としての町民の係わり方も広がってくると思います。町長、冒頭にも言われましたが、「稼げる町」の核となる部分です。十分なご理解をいただき十二分に活用してほしいと思いますが、町長からも重ねてご説明をいただけたらと存じます。

さて、最後に、住民参加の組織作りについて伺います。今回、「福賀の暮らしを考える会」を自ら経験した私の感想であります。こういった町づくり、

地域おこし系の会は、通常、10年程度の大きなビジョンを示し、様々な事をしようとする事が多いのですが、この会は、当初から地区の困り事、しかも交通体系の見直しといったピンポイントの目標設定でありました。今思えば、いわゆる大風呂敷を広げなかった事が、集中的でありなおかつ短期間といった好結果を生んだと思います。そうして、皆様、既にご承知の「福賀コミュニティ交通ふくすけ便」といった画期的なデマンド交通システムが動き出しました。結果も画期的ではありますが、実は、決定までに携わった会員と申しますか、この会自体が画期的であったと強く思っています。昭和会という社会教育団体の有志が、行政と企画に関わり話し合いが始まりました。また、社会福祉協議会や、当時の車両運転手の方々にも参加していただいた事で、現場の声が聞けて議論の視野を広げたと思います。当初は、ほぼ月1回のペースで話し合いを続けて、自分達にできる事を明文化していきました。行政サイドと、現場である地元とが目標に向けて真剣に話し合い、非常に有意義な組織であったと感じています。この事をレアケースとして例外扱いとせず、今後もこういった住民と行政が互いの本音をぶつけられる組織が必要だと思っています。さて、この会、主たるメンバーは残しつつ、さらなる地域の困り事に対応していこうといった意見も出始めています。そもそも「福賀の暮らしを考える会」として集ったメンバーでしたから、必然であると言えるかもしれません。こういったグループが奈古、宇田郷地区でも立ち上がってくると「住民参加の町づくり」が本格的になってくると考えます。また、昨今、縦割り行政が各地で問題視されています。今後、今回の様な会が発足し活発な意見に対応、あるいは尊重していこうとすれば、各課の連携、民生委員や社会福祉協議会、教育委員会、消防団等の各種の団体組織とも連携した横串の存在が不可欠だと考えます。

以上 質問、あるいは提案をいたします。 町長の見解を、求めます。

○議長 ただ今の7番、市原 旭君の質問に対する執行部の答弁を求めます。  
町長。

○町長 「住民参加のまちづくりについて」のご質問であります。最初に、1点目の、まちづくり懇談会やカジュアルトークについて、であります。

私は、常々、住民の皆さんと胸襟を開いた膝詰めの話し合いがしたいという思いで、毎年、町内3地区で開催するまちづくり懇談会はもとより、カジュアルトークとして、小中学校のPTAの皆さんや保育園の保護者の皆さん、また、町内各種団体の会合等に出かけて行って、色々とお話をさせていただいてきたところであります。また、平成30年には、さらに細かく各地区の集会所に出かけて行って、「打てば響く！まちづくり懇談会」というのを開催し、各自治会単位の課題なども伺って参りました。また、色々な行事や会合の際には、よく「町長は話が長い。」と言われますが、月並みな挨拶は誰でもできるわけでありまして、私は、会の趣旨とは別に、なるべくその場を借りて、町の状況や私の見解等も意識して、触れさせていただいてきたところであります。こうした中、ちょうど2年前から猛威を振り始めた新型コロナの影響で、町内の各種の行事、イベント、そしてまちづくり懇談会等も中止を余儀なくされ、まちづくりそのものが停滞するとともに、経済にも大きな打撃が生じたところであります。そして、ようやく今年、町議会議員選挙等も終わった先月11月末になって、新型コロナも山口県全体で感染者「ゼロ」の日も出るような状況になって参りましたので、25日、29日、30日と町内3地区でまちづくり懇談会を、2年ぶりに開催したところであります。この度のまちづくり懇談会では、若干冒頭の挨拶と重複しますが、町の主要事業や主要課題等について、スライドを使って、町長である私の基本的な考え方を、冒頭30分ばかり時間を割いてお伝えしたところであります。こうした中、今進めている各事業について、住民の理解をどのように感じているか、という

ことでありますが、特に、現在、道の駅の横に整備中のA B Uキャンプフィールドをはじめとする総称して「まちの縁側事業」のことではではないかと思いますが、この事業は、市原議員は、十分ご理解されておりますが、人、モノ、お金を地域内で循環させていくことが、町の活性化に繋がるということ、特に、これが町の基幹産業である一次産業の振興に繋がるという考え方に立脚しているわけであり、また一方で、山陰道の開通を見越して、ストローク効果により通過する町にならないために、新たな目的地の創出に繋げるといふ、正に、全く新しいまちづくりの概念であって、広報紙やホームページをはじめ丁寧にお伝えしているつもりではありますが、特に、財源については説明もなかなか難しく、実際は違うわけでありまして、多額の税金を使って町の暮らしに直接関係ないキャンプ場を整備しているというような受け止め方もあったりと、率直に言って、伝えることは難しいな、もしかしたら、真逆な方向で伝わっているかもしれないな、とい反省もあるところであります。実際に動き出せば、それなりにご理解いただけるかとも思いますが、現実問題として、ご指摘のようなご批判もあるわけでありまして、今後とも、機会を捉えてしっかりとした説明を続けていくつもりであります。また同様に、町の諸施策、補助メニュー等も紙媒体だけでは伝わりにくいので写真や動画を用いたウェブでの掲載が有効、というご指摘であります。確かにそのとおりであります。今も、なるべくY o u T u b eなどの動画、W E B、またスマホでも容易に情報を取れる様な方向に努力しているところではあります。今後なお一層分かりやすい伝わる情報提供に向けて、体制の整備も含めて努力して参りたいと思います。次に、各種の団体との意見交換、カジュアルトークについてであります。これも先ほど申し上げましたが、新型コロナがようやく落ち着いて参りましたので、この5日の日曜日に阿武小・中のP T Aの皆さんと懇談会を開催し、今、その時の会議の記録を作成

中ではありますが、話の中には、現に学校で起こって入る生々しい問題、学力の問題、あるいは夏休みの短縮や給食の味といった問題等大変多くのご意見をいただき、私も、給食費の無料化の問題等については2時間にわたって、本年で腹を割って懇談をさせていただき、本当に実りの多いカジュアルトークであったと思っております。毎年続けられればいいなと思っております。なお、来る16日には、福賀地区の保小中の保護者の皆さんと、また、来年の1月15日にはみどり保育園の保護者の皆さんとも懇談する予定としておりますことは、先ほど申し上げたとおりであります。私も楽しみにしております。また、これ以外にも、各地区での新年の集いや町の新春懇話会も、今のところ開催できる見通しではありますが、私自身が積極的に住民の皆さんの前に行き行って、本音をぶつけ合いながら懇談することは、むしろ私の望みであり、最も有効な手段であるとも考えております。また、住民の皆さんからも、是非熱い思いを私に直接ぶつけてほしいし、必要なことがあれば、私も、「よっし、分かった。」と、正に「打てば響く」ということで、しっかりと応えていく考えであります。

次に、大きく2点目の、具体的な住民参加の方法について、であります。 「町民参加の、共に作る、関わる、体験することについて」の考えについては、全く同感であります。住民参加、参画はまちづくりに最も重要なことで、コロナ等もあって、人が集まるのが難しい状況ではあります。例えば、先月の7日の日曜日のオンラインでの福賀大農業まつり、これが開催されたわけではありますが、私も声がかかりましたので、参加させていただきました。その時の感想であります。このイベントでは、事前の準備から当日のスタジオの進行まで、周到な準備がされ、すばらしいチームワークを目のあたりにしたわけではありますが、こうしたことは、やはり、実際にそこに出かけて行って体験することによって実感するものであり、その意味で、今後も色々

な場面で、お声をかけていただければ、私も、極力都合をつけて参加させていただき、皆さんと時間と体験を共にしたいと思いますので、是非、引っ張り出してください。また、町としても、色々な体験会やワークショップなどを通じた、そうした機会の創出にも、今後とも一層の努力を重ねて参りたいというふうに思います。

次に、大きく3点目の、まずは利用し体験者になることで理解が深まる、とのご指摘であります。本質的には、さっきの話と共通していると思います。例えば、先ほど例として挙げたキャンプフィールドであります。キャンプのイメージは、昔と比べ大きく変化しています。今年リニューアルオープンした宇久の遠岳キャンプ場も、コロナ禍で利用制限も行いましたが、福岡、広島、県内でも山陽部からの多くのお客があり、リニューアルを機に利用料を大幅に上げましたが、利用率も、キャンプ場での合格ラインといわれる20%を超える程度ということですが、この美しい景観や癒し、対応、利便性等によって、また訪れたいキャンプ場としての高い評価をいただき、ABUキャンプフィールド開設の大きな自信となったところであります。そして、こうしたことから、町外や部外者から見た阿武町のポテンシャルは大きく上がっているというふうに認識しています。しかし一方で、冒頭のご指摘の様に、この事業についての町民の理解が今ひとつ浸透していないのも事実であり、正に、体験することで人の意識は大きく変わるということも大いにありますので、そのためにも、今後、是非町民の皆さんを対象にした「お試しキャンプ」なども行って参りたいと思っております。実は、既に、町内の中学校の卒業記念や同窓会、あるいは子供会でキャンプ場を使いたいという声も伺っておりまして、こういったことを通じて、まずは、地元の人に知っていただき体験を通して良さを実感していただいた上で、実感を持って大いに宣伝していただくことも大変有効であると思います。また、先ほど

は、議員から色々なアイデアをいただきましたが、運営側も、正に物的、人的資源を生かし、智恵とアイデアを懲らして魅力ある集客商品、あるいはイベント等を仕組む中で、SNSの拡散や口コミ宣伝などの有効なPR方法も駆使して、しっかりと集客し、稼げる町への展開を図って参りたいと思っております。そこで、この稼げる町、ということではありますが、ABUキャンプフィールドとビジターセンターは「まちの縁側事業」として整備しているわけではありますが、まちの魅力の増進と道の駅との相乗効果はもとより、何よりも、ここを拠点に集まる多くのお客さんを、町内の色々な所に誘い、そして地域の方々と交流していただくと同時に、体験プログラム等を通して、しっかりとお金を落とさせていただくことが最大の目的であります。

普通、キャンプ場は、自然豊かな山の中や美しい湖畔等に作るのが一般的ですが、そこで落ちるお金はキャンプ場のサイト料のみで、管理費を差し引けばペイするかどうか分かりません。町がキャンプフィールドを作るのは、一言で言えば、ここを使って先ほどの体験プログラム等との合わせ技で儲けるためであります。そして、そのためには、キャンプフィールドは道の駅の側にあることが最大の強みになります。キャンパーが家族で手ぶらで来て、キャンプ道具はスノーピークの一流のものをレンタルし、食材は、魚でも、肉でも、野菜でもみんな地元で生産されたもので、それも、新鮮で安いものが直ぐに手に入ります。もちろんお金は、地元の生産者に還元されます。また、キャンプフィールドを一步踏み出せば、「森里海」の生産現場が広がっています。これまで、テストケースとして一日海士体験やとうもろこし収穫体験等を行って来ましたが、こうして、一次産業にひと工夫加えることが、魅力的でお金の稼げる、体験型観光になることが実証されています。先週の4日土曜日に、町内のレジャー関係の事業者や農家、あるいは漁業者のほか、様々な17の個人、法人の事業者が参加されて、民間の観光推進組織である阿

武町版のDMO「阿武町観光ナビ協議会」、略称で「あぶナビ」と言いますが、この「あぶナビ」が設立されました。私は、この組織が「まちの縁側事業」の肝となる組織だと思っております。「あぶナビ」が提供する体験コンテンツ、つまり、町の各地区の農業、漁業、あるいはの人々の日々の暮らしの体験、また、磯遊び、シーカヤック、サップ、トレッキング、野菜や果実の収穫体験、遊漁や漁業見学、山登り、サイクリング、町の散策等の体験プログラムを、会員が自ら企画して実施する。そうしたことで収入を得たり、第一次産業の体験により産物のPRや就業者の獲得に繋げたり、子ども達の体験学習となったりと、様々な機能や効果を期待しているわけであります。その意味でも、「稼げる町」のためには、この組織は要となる組織であり、町としても積極的に支援するとともに、この「あぶナビ」の活動には大いに期待をしているところであります。

最後に、大きく4点目の、住民参加の組織づくりについて、であります。先ほどもご紹介がありましたが、市原議員もメンバーの「福賀コミュニティ交通ふくすけ便」の取り組みは、小さな困りごとの解決のための互助、共助、また、住民主導の協働として画期的な取り組みであり、地域課題を的確に捉え、決して人任せではなく、できることをできる人が、この指止まれでやっていく。そして、そのことを行政や関係機関が応援するという、正にモデルであると思います。このふくすけ便を通じた、住民参加の取り組みは私も大いに勉強になりましたし、この取り組みを、今後は、関係機関とともに共有し、連携し、そして、奈古地区、宇田郷地区におけるまちづくりにも、是非応用していきたいと考えております。こういった意味で、先日の宇田郷地区でのまちづくり懇談会の際にも、福賀地区の例を出して、2人でも3人でも、ある意味1人でもとにかく思いのある人が、行政にどうしてくれ、こうしてくれとか言うのではなくて、地域づくりは自分事という気概をもって行動を



起こせば、多くの人がある様な思いは持っているわけでありますから、後に付いて来る同士となる人は必ずいるはずで、福賀がその良い例です。勇気を持って声を上げて下さい。町は、全力で応援します、と申し上げました。最後に、横の連携であります、集落の問題、あるいは自治会の問題、さらには福賀、奈古地区というような地区ごとの特有の問題は、確かに存在していると思います。例えば、この集落は独居老人が多いとか、この集落は、子どもが1人しかいない、あるいは1人もいないとか、雪が降った時に除雪はどうするかとか、例を上げればいくらかあります。そして、議員ご指摘は、それに対応するためには、自助、互助、共助、公助の4つの「助」の情報の共有、そして連携が相まって最大の効果が発揮できるということであろうと思います。私は、本町においては、それなりの組織の情報共有、連携は取れているものと思っておりますが、さらに組織間の強力な横串をとというご指摘でありますので、そのことは、今後の課題として、関係機関、あるいは団体としっかりと協議して参りたいと思っております。以上で答弁を終わります。

○議長 7番、ただ今の執行部の答弁に対する再質問はありますか。

(7番、市原 旭議員「はい」という声あり。)

○議長 はい。7番、市原 旭君。

○7番 市原 旭 町長は、これまでも非常に親しく膝を突き合わせて申される方だというふうに思っております。これからもそういったことを期待しておりますので、何とぞよろしくお願ひいたします。今回、一般質問する際に、私のこれまでの一般質問を読み返しましたけども、デマンド交通については、平成30年の12月の定例会で質問をしておりました。人生でまだ2度目の一般質問でありまして、非常に緊張していた記憶があります。その時の町長の答弁は、実際に該当の住民にヒアリングをしたら、自助、共助で自家用車によるタクシー的な運送の実態が見え、すぐさまといった緊急性を得ることはなかったが、

今後も勉強を続けていきたい、という答弁でございました。そして、実際に行政と住民とともに研究し、出した結果が「ふくすけ便」となりました。住民が発起人となってまちづくりを行う大変すばらしい経験であったと思います。現在宇田郷、あるいは福賀はともに人口減と高齢化で住民の多くは今を懸念しております。それが、宇田郷では統合自治会という形で対応されておりますし、福賀地区においては、今後、福賀の暮らしを考える会といった方法で、問題解決に向けて検討を始めたいとしているところであります。行政に単に頼るのではなく、自分たちでできることを探り、突破口を話し合っ決めていく究極の共助であろうというふうに考えております。正直なところ、そうしないと、両地区には時間的な猶予がないようにも思います。困った人をそのままにしておくわけにはいきません。「ふくすけ便」の会長の田中敏雄さんが、「まだわしも運転はできる。運転ができる間は人助けができる。できんようになったらお前たちが運ぶんぞ。」と言われました。正にそのとおりだと思います。JAの店舗が今度閉店を迎えようとしています。それに伴い、買い物難民といった問題もはじめ、高齢者の除雪の問題等共助の気持ちで対策していこうと今考えております。町には「ふくすけ便」と同じように、予算措置、法的な協力支援、様々な書類の作成等、行政ならではのフォローをお願いしたいと存じますが、町長のご見解を求めます。

○議長 町長。

○町長 本当に、地域の課題というのは、その根源はどこにあるかということやっぱり人口減少が、最大の原因であると思います。今、阿武町がIターンとかで頑張っているとか言っておりますけども、実は大変な人口減少に見舞われておまして、この前新聞に載りましたけれども、令和2年の10月1日現在の阿武町の人口が、住民基本台帳と若干違うわけですけど3,055人です。この5年前の平成27年の人口が3,463人でありますから、5年で408人減った

んです。減少率が11.8%であります。これは県内で悪い方から3番目でありまして、1番が上関町16.4%で、2番目が周防大島町14.0%、阿武町が11.8%、全部マイナスですよ。その次が美祢市11.1%、萩市が10.0%、5年間で萩市であつても10%減っていると、こういう厳しい状況でありまして、さらに福賀地区、宇田郷地区においてはこの率が高いわけでありまして、そうすると、今の人口が以前の社人研の人口推計によると、2040年、今から19年先であります、その時に阿武町が1,740人、まあ半分ですね。で、福賀、宇田郷地区はもっと少なくなっていると、今ざっくり500人ですけど。そうすると、定住対策で頑張りますが、その時は必ず来ます。それが2040年なのか2045年なのかは分かりませんが、若干今頑張っておる分だけは遅くなりますが、しかし、右肩下がり間違いなし。その時に本当にこの地域で暮らしていく皆さんが、豊かではないかもしれないけど、心豊かに安全安心で暮らしていけるというのは、もう全て行政におんぶに抱っこじゃ必ず行き詰まるというふうに思います。その中で、お互いが助け合つてできる事はやっていく。それも誰かやってくれじゃなく、今は俺ができるから俺がやってやるよ、という人が先ほども申しましたが1人でも2人でも出てきて、何とかしたいという方はいっぱいいらっしゃると思うんです。心の中で。ただその一歩が踏み出せない。誰か1人2人踏み出せてくれたら、俺も協力するよという話になるわけで、その良い例が今の「ふくすけ便」の例であり、これは冒頭から「ふくすけ便」が完成形ではないですよ、という話をさせていただいておると思っております、これは、地域づくりの一つの突破口であり、その次に色々な展開をやつていこうじゃないかという話だつたと思っておりますから、正にこれを一つの起爆剤にして、新たな所にも、また今の「ふくすけ便」の改善、改良もあるでしょうから、それはそれとして、その次の段階にも是非踏み出していきたい。そうした中で、行政と色々なマッチングしながら、私ども

もできるだけの事をやるというふうに思います。ですから、「ふくすけ便」も車両であったり、そして運転手さんの時給とか油代とかそういったものについて、足りないところは応援しましょうということで、今運営しているわけですから、他の事にも色々チャレンジしていただいて、私はやっぱりそういう地域、地域が自助、互助、共助の努力をされるのであれば、最大限の支援をしていくということでもありますから、くれぐれも、あれやってくれ、これやってくれというふうな事は、中にはありますけどあってもいいんですけど、やっぱり一方では、そういう自分たちでやるから応援してくれよというような取り組みも、是非今からもやっていっていただけたら有り難いなと思っているところでもあります。ちょっと話がずれたかもしれませんが、すいません。よろしくお願いいたします。

○議長 7番、再々質問はありますか。

(7番、市原 旭議員「はい」という声あり。)

○議長 7番、市原 旭君。

○7番 市原 旭 再々質問というわけではありませんが、今色々言っていたきましたので、締めの話をさせていただきたいと思います。住民参加のまちづくりというのは、まず、議会と担当だと思っています。さらにその意向と共同作業することで、人ごと他人事から自分事変わってくるんだと思います。生活に根付き、必要な事、生きる事に不可欠な事がらであれば、なおさら興味は高まるというふうに思います。要望などしてくれ、やってくれから、誰かのためにする、未来の自分のためにするといった気持ちになれるような施策を、今後とも私は提案していきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上で2期目、初回の一般質問を終わりたいと思います。

○議長 これをもって、7番、市原 旭君の一般質問を終わります。

ここで、会議を閉じて10分間休憩いたします。

休 憩 10時10分

再 開 10時19分

○議長 休憩を閉じて休憩前に引き続き一般質問を続行します。次に、6番、池田倫拓君、ご登壇ください。

○6番 池田倫拓 今回の質問で、学校の給食での町内産自給率を上げるには、ということで質問したいと思います。今回の質問は、6月の定例議会で、食育やふるさと教育の観点から、学校給食で阿武町産の自給率を上げられないか、そのためには生産者の組織を作ってみてはどうかということをご提案しました。教育長の答弁として、生産者や納入業者との意見交換及び新たに納入してもらえる生産者やグループの開拓などが必要であると考えています。それには、給食センターとの間を取り持つコーディネーターが必須である。そこで、生産者、納入業者、農林水産課等との協議会を立ち上げたいと考え、現在給食センターと教育委員会で検討をしていると回答をいただきました。そこで、現在の進行状況と今後の進め方について教育長の答弁を求めます。

○議長 ただ今の6番、池田倫拓君の質問に対する執行部の答弁を求めます。教育長。

○教育長(能野祐司) 池田議員のご質問にお答えいたします。地産地消に係る生産者との組織づくりの進捗状況と今後の進め方、についてのご質問であります。当初は、協議会を11月には立ち上げたいと考えておりました。しかし、協議会の組織の在り方や運営方法について、教育委員会と給食センターとの意見の調整に時間がかかり立ち上げが遅れております。迅速さに欠けておりましたこと深く反省をしております。現在のところ、納入者の増加を

めざして新たな個人、団体のリストアップと、参加について声かけ等準備を進めている段階です。来年の1月中には協議会を開催したいと考えております。なお、町内産野菜の一年を通じた安定供給と種類の増加の検討とともに、今まで町外産の野菜を納入していただいていた地元の個人商店にも配慮して入荷量の調整を図ることが必要であろうかと思っております。以上で、池田議員のご質問へのお答えといたします。

○議長 6番、ただ今の執行部の答弁に対する再質問はありますか。

(6番、池田倫拓議員「はい」という声あり。)

○議長 6番、池田倫拓君。

○6番 池田倫拓 協議会の方ですが、11月予定が来年の1月予定ということで伺ったんですが、農林水産課が主に一次産業の窓口となると思うんですが、それとの摺り合わせ的な協議等は今のところどのように話が進んでいるのかということと、教育委員会、学校の職員についても異動があるので、これを異動していくたびに話がずれきても困る問題で、引継ぎもしっかりしていかないといけない部分があるんですが、それを踏まえても早急に進める必要性も出てくると思うんですが、主な農林水産課との話はどうなっているのか、もう少し詳しく説明をお願いします。

○議長 教育長。

○教育長 農林水産課との調整等でございますけども、今回の連絡協議会については、学校関係ということもありまして、教育委員会と給食センターを中心にやっていくということで、できれば農林水産課の方からアドバイザーとして職員の方に来ていただくということで考えておりますけど、特に農林水産課を中心にとは考えてはおりません。それと、引継ぎ等については、これはもう文書等できちんとやりますし、新たな職員が参っても継続できるように進めていきたいと考えております。以上です。

○議長 6番、再々質問はありますか。

(6番、池田倫拓議員「はい」という声あり。)

○議長 6番、池田倫拓君。

○6番 池田倫拓 今、学校では、生徒の生産体験等小中学校によりやられており、子どもたちもこれについては大変興味を持って参加をしているところでもあります。子どもたちからも、あれをした、これをしたで楽しかったという話をよく聞きます。これは、心豊かな阿武町っ子の育成や地域振興にもすごく役立っているのではないかと考えています。そういった意味からも、一次産業も今低迷しているところではありますが、こういうのは地域振興と相まって一次産業の底上げにも繋がっていく部分ではないかと考えています。是非ともこのプロジェクトを成功させることによって、子どもたちにも安心安全なものを口にする、それと一次産業の底上げもでき、活気を取り戻すという部分にも繋がっていくのではないかと考えております。このことを通じて阿武町全体的に取り組む部分ではないかと思うので、各課連携で進めていただければと、よろしく申し上げます。

○議長 答弁要りますか。

○6番 池田倫拓 何かあれば。

○議長 教育長。

○教育長 池田議員の言われたとおりだと思っております。この地産地消の取り組みが、子どもたちのやはりふるさとへの想いに繋がってくる、そういうふうな形で計画的に地元の方とのふれあいとか野菜を作るとか無角和種の方々とのふれあい、こういったものをさらに進めていきたいと思っております。今でも色々な生産者の方に来ていただいて、直接お話を伺うとかそういう事も進めております。小学校が中心ですけど、また中学校の方にも進めてもらえるようにしていきたいと思っております。以上です。

○議長 これをもって6番、池田倫拓君の一般質問を終わります。

次に、5番、松田 穰君、ご登壇ください。

○5番 松田 穰 今回は、阿武町における行政サービスについての質問です。現在、阿武町では、地方創生のための取り組みとしてABUキャンプフィールドの建設、阿武町版DMO（阿武町観光ナビ協議会）の設立による道の駅への集客との相乗効果により、阿武町との関係人口の増加、阿武町の産業に工夫を加えての体験プログラム等の実施による所得の向上等、将来的に移住者の増加へ繋がるための取り組みを行っておりますが、現在、阿武町に住んでいる住民へのサービスに関してはどうでしょうか。今後、阿武町観光ナビ協議会を通じて町外からの来町者と町内の方との接点が増えて、阿武町ファンの方や阿武町へ移住してみようかと考える方が現れた時、観光客の方との接点が増える阿武町民が、阿武町を売り込む機会も増えてくるのではないのでしょうか。そうになると、阿武町民が観光客の皆様に阿武町を売り込む営業マンと成りうると言えます。では、その営業マンと成りうる町民の方々の町民満足度はどうでしょうか。現在、町では住民の負担軽減のために、法面の草刈り作業による法面整備も徐々に行っていたり、日常交通の新たな形として、福賀地区では新たにデマンド交通として「ふくすけ便」も始まり、住民の利便さ向上のための施策も進みつつあります、また、保育料の副食費も含めた完全無償化も行っておりますが、その反面、地域によっては、災害時の避難場所までの距離と高低差がある中で実際にスムーズに避難できるのかちょっとした不安があったり、年を追うごとに崩れていく空き家が近所にあったり、何かしらの不安や不便さが日常生活の中に存在しています。役場の方に相談に行くと、すぐに現場確認に来てくださる早い対応は素晴らしいと感じます。ただ、その後なかなか不安や不便の解消に繋がっていく部分もありますが当然まだ繋がっていかない部分もあるように感じます。確かに、予



算のかかる事象に関して、すぐに対策ができるかという点も難しい様にも思いますが、これから先、阿武町の関係人口を増やし、将来的な移住者増に繋げていくためにも、阿武町を町外の方々に売り込む上でも阿武町民の住民満足度を向上させることは必要だと思います。キャンプフィールドの建設や、阿武町観光ナビ協議会の発足等、町外の方、将来の移住者増へ向けた取り組みが、インパクトもあり町としてかなり力を入れていける様に見えますが、昔から、そして現在も住んでおられる阿武町民へ向けての行政サービスとして、何か新たな取り組み等あるのでしょうか。以上、町長に答弁を求めます。

○議長 ただ今の5番、松田 穰君の質問に対する執行部の答弁を求めます。町長。

○町長 阿武町における行政サービスについて、のご質問であります。

町政の指針は、第7次総合計画「選ばれるまちをつくる」であります。これは、今現在阿武町に住んでいる人にも、これから阿武町に住んでみたいという人にも魅力的で満足度の高い行政サービスを進めていこうというものであり、また、私の政治姿勢は、打てば響くであります。私は、平成29年の町長就任以来、財政規律に配意しながらも、かなり積極的に各種の攻めの行財政の施策を実施してきたつもりであります。そうした中、松田議員もご案内のとおり、先ほども申し上げましたが、社人研の人口シミュレーションでは、今から19年先の2040年の本町の人口は、現在の約半分の1,740人くらいになることが推計されております。私は、そうした危機感から、コミュニティデザインで有名な山崎亮さんの提唱される「縮充」という言葉を常に念頭においておまして、人口や税収が減収する中においても、地域の営みやこの町で現に暮らしている町民の皆様方の生活が充実したものになっていく仕組みをしっかりと作っていかねばならないというふうに思っております。そうした意味からも、持続可能なまちづくりのための循環型社会経済

の構築に向けた、「まちの縁側事業」、そして、人口定住対策、子育て支援対策に重点的に取り組んできたところでもあります。こうした中、松田議員のご指摘は、今この町に現に住んでおられる住民の方々、特に壮年層でもあろうかと思いますが、そういった方々にももう少し恩恵が実感のできる施策が必要ではないか、というお尋ねであると思えますし、もちろん行財政運営は住民の皆さんの安全安心、あるいは住民満足度の最大化が基本であります。現在本町では、道路整備や環境整備、そして防災や防犯といったインフラ整備とともに、暮らしやすさのための様々な補助制度や助成制度、さらには無料化制度等の取り組みを、メリハリをつけつつも、他の町に見劣りがしないように一生懸命に取り組んで来たところでもあります。ところで、若干話は逸れますが、現在、本町では町内全域に光ファイバの整備を行っており、今月末で整備工事が終わり、来年の2月中旬あたりから加入の受付が始まり、早い方は3月中旬あたりから供用が開始される事となっております。この事業は、ネット環境の向上はもとより企業誘致、あるいは子どもたちの学習機会の高度化支援という意味ももちろんありますが、実は、通信速度の高速化によってもたらされる恩恵は、若い世代だけでなく広く町民の皆さんに及ぶと考えています。従いまして、私はこのことを契機に、高齢者の見守りや医療、福祉の充実、DX等安全安心、また、利便性向上に向けた新年度の施策の検討を既に指示しているところでありまして、その中には、多くの町民の方々に遍く恩恵が及ぶ施策も当然入れたいと思っております。議員のご指摘は、この阿武町で現に生活されている町民に、広く恩恵が行き渡る様な、新たな施策を期待するという主旨だと理解をいたしました。繰り返しになりますが、私といたしましても、来年度予算の編成にあたっては、未来への投資的な施策の立案と同時に、例えば、壮年層の皆さんを含め今まで以上に多くの町民の皆様にも、この町に住んで良かったと思っただけの暮らしやすさを実

感じていただける施策にも積極的に取り組んで参りたいと思う次第であります。以上で答弁を終わります。

○議長 5番、ただ今の執行部の答弁に対する再質問はありますか。

(5番、松田 穰議員「はい」という声あり。)

○議長 5番、松田 穰君。

○5番 松田 穰 今、様々な施策に関して町長から説明をいただきました。普段生活をしている中で、やはり空き家とか目につくので相談に行くと、確かにすぐ現場に来てくださって動きが早いところ、そういったところは非常に心強いです。ただ、それを養生して崩れても周辺に被害が及ばないようにしようとか、そういう案も考えられますが、その後の動きがなかなか見えないと、やはり近隣の住民の方が自分で引っ張ったら崩れないとか言われる方もいらっしゃると思います。そういったところで、実際に自分達素人が作業をして万が一ケガでもあるようなことになったら、やっぱり町としても我々としても印象が良くないですし、こういった部分でスピーディーな対応ができればいいなというちょっと不安な部分も耳にしたりしますし、逆に見に来てくださって担当課長だけでなく、よその部署と連携をとられて完全な解決ではないですけど、その時にできる一番早い対応、そういう提案をされて帰ったり、そういったうまく課と課の横の連携がとれていて、小さい町ならではの良い対応もされているように思います。自分も民間の企業で4年前まで働いておりましたが、会社でものを売ったりサービスを提供したりするような仕事に就いていると、実際そこで働く社員の満足度が高いと業績が良かったようにも感じます。で、町においては役場の職員の方の仕事を終えた満足度の部分がサービスの質を上げることに繋がると思いますし、これから、町外の方に向けて、人口を増やすために住んでいる方々が観光ナビなんかで町内の方と接したりする時に、接する方の満足度が高くないと阿武町の売り込みに繋がっていくのか、阿武町はここがこう

だぞというところをアピールできるようになったらと思います、今回こういった質問をさせていただきました。それと、光ファイバに関しては、僕自身もこういった形で新しいサービスが出てくるのか、こういったところに繋がっていくのか具体的に見えていない部分があって、そういったところも詳しく教えていただければと思います。よろしくお願いします。

○議長 町長。

○町長 具体的な事例をいくつか言っていましたけど、まず1点目の空き家であります、想定しておられる所はだいたい分かりますけど、空き家も、大変難しい問題です。例えば、去年でしたか宇田の井部田尻にあった半分下が抉れて落ちそうな木造の古い家ですが、所有者の方もなかなか自分でこれを除去する事は難しいと、何回も話には行っておるんですけど、難しいという事でそのままどうしようもないという事ではありますが、もしあれが冬期の時化で流出した、流出する可能性は十分あったわけですけど、その内流出するだろうという感じではあったんですが、これらにつきましても、これは本当に超法規的な措置ではないですけど、ずいぶん前の事です、漁労中に、多分昔は大きな木材が流れ出てぷかぷか浮かんでいけば分かるんでしょうけど、ちょうど水面の辺りにおったりするのが危険で、事故が多かったんです。そういう事がありますし、色々な事故を目撃しておりますので、そして、またそれが大きなものが7mも8mもあるようなものが、大敷網に入り、大敷き網が木っ端になるという事も想定されましたので、これはもう理屈の問題ではないという事で、緊急的に撤去せよという事でやらせていただいて、ただ、事前に国土交通省と話をしやらせていただきましたが、実際には事なきを得て今何もなくて、土地については、家を解くから地主さんに提供(寄附)してもらえということで、寄附していただいて町費で家を解いて、国土交通省は、それをやってくれば何とかするという事で、寄附してもらった土地については、それなりの値

段で買っていただきました。ただ、撤去費については当然及びませんから、持ち出しもあったわけですが、それにしても、今現場に行ってみられたら分かるように、国土交通省もちゃんと矢板を打ってくれて沖に消波ブロックを入れてくれてきれいな形になっている。そういうふうな例もありますし、また、今おっしゃるあそこの空き家ではありますが、これにつきましても何回も、これは相続物件でありますからまだ法律上は共同相続になるわけですが、この地元にお住まいの相続人の1人の方とも接触をさせております。接触の中でこれを今からどうしていくのかという話をしておりますし、これがもし瓦でもずって例えば落下して車や人に当たった時に変なことになるよ、責任はあなたですよ、というふうな事で話もさせて、現在進行形であります。ですから行ったけど何もしていない、現実には何も動いていないので何もしていないように思われるかもしれないかもしれませんが、相当突っ込んで話を土木建築課の方がしておりますので、色々ありましたけど、そんな形で色々ご提案のあった事については、現場を見に行くだけでなく動きだけはしっかりしていく、ただそれがなかなか目に見えない、それを目に見えるようにするというのも難しい問題でありまして、プライバシーの問題や個人情報の問題等色々ありますので、なかなか皆さん方は目に見えないから何もしていないように感じておられると思いますが、我々は我々なりに最大限の努力をしておりますので、いずれ何かのアクションを起こす事があるだろうと思っております。ただ、特に空き家の問題は本当に難しい問題で、あちこちにあります。一番多い例が、空き家ごと土地も畑も田も山も全部寄附します、と言われます。町がそれを全部受けていたらたまりません。たくさんあります。そういう話が。ですから、それはお受けしかねます、空き家は自分で何とかここに暮らしている地域の方に迷惑がないようにお願いします、とお願いはしておりますし、先ほどのようにもっと酷くなると、直接町が出て行ってあるいは文書を持って出て、今そういうやり方をしております。そして、最終的にあの

空き家をどうするかという事につきましても交渉中ではありますが、特にあの物件につきましても、町の玄関口でもありまして、実質3軒分ありますけど、そこらについても十分承知しておりますし、過去の議会でも何回もご指摘を受けたところではありますが、現在進行形とご理解していただければと思います。法律的には強制代執行という事もできますけど、強制代執行をしても、要した経費については求償権はありますけど多分帰ってこないと思わざるをえないという事で、なかなか空き家問題については難しいなということでもあります。そして光ファイバでありますけど、光ファイバも先ほど説明したように、来年になりますと加入手続きが始まり、少なくとも来年度からは、皆さんがあちらに乗り換えるという事であれば、NTTのフレッツ光の通信に乗り換えられるようになります。そして、そのままでいいよという事であれば、現行のプロバイダをしている萩テレビにテレビもネットもそっちでというのであればそれ、ネットはやり替えようというのであればそれはそれです。で、値段については、まだまだいくらと私どもが決める問題でもありませんから、それは今後両者が提示されるお金で、新たなNTTさんはどういうメニューがあるのか、それを皆さんがしっかりと見極めて判断していただいて、通信速度はもちろん早くなるんですけど、100メガと1ギガですがその辺を判断するのは皆様方になりますし、例えばWi-Fiにつきましても、それは町内全部にWi-Fi網ということは理想かもしれませんが、そこもお金がタダならいいんですけどかかるわけありますから、今はWi-Fiはそれぞれがやっていらっしゃる、公共施設はほぼWi-Fiはフリー、あるいはパスワードを入れれば通信できるようになっていますから、これにつきましても、今後とも公共施設ができた場合はWi-Fi環境だけはしっかりやっていきたいと思っておりますし、もちろん新たにできるキャンプフィールドもWi-Fiはいけるといふうなことで考えております。最終的には、住民の満足度が色々な場面であるわけですが、その

満足度が高いということは、先ほどのあぶナビではないですけど、ここに来られた方々に対して、住民の方がぱたっと出会っても自慢ができる、そういうまちづくりをするべきだという主旨のご質問だったと理解しておりますけど、確かに色々な形で住民の方がどこに行っても、たまたまこの人に聞いたら、うちの町いいですよ、とそれが本当に町全体の底上げになって、縮充そのものであると思っておりますから、色々な場面でそこは私も意を用いながら努力をしていきたいというふう思っております。以上です。

○議長 5番、再々質問はありますか。

(5番、松田 穰議員「はい」という声あり。)

○議長 5番、松田 穰君。

○5番 松田 穰 今話を聞いて、自分的には納得しています。こうして何回も議会に出てくる質問というのは、町民の要望の強い部分であるかもしれないですし、そういった質問が出るたびに、しっかりした説明、答弁をされる事で、議会をテレビで見ておられる方、町民の方々へのアピールにもなると思いますし、我々議員としても、町でそういった方々に話す事があれば、しっかりと町の取り組み、現状を伝えていきたいと思っておりますので、これからも、町民に寄り添う形で町民のための町政に期待をして答弁を終わりたいと思っております。

○議長 町長。

○町長 住民の方々一人ひとりが宣伝マンですから、よそから見れば。やっぱり個々に暮らしている方々が、何かこの町は何もしてくれん、じゃあんな所に行って何をするか、という話になりますから、やっぱりそこは私たちもしっかり、それと先ほどの市原議員の質問の時にもお答えした部分でもありますけど、やはり皆さんにお伝えするという事は大事で、いくらやっていますよとここで言っても、最終的に皆さんにお伝えしなければ何もやっていない、結果的に皆さんの取り方は同じでありますから、そこら辺は色々なメディアも使いながら、

今日お答えしたように、少し映像的なメディアについては、なるべく皆さん方に現在進行形のものは結果だけでなく中間の段階、プロセスを伝えていくことも大事なかなと思っておりますから、今からもそういった事にはしっかりと努めて参りたいと思います。以上です。

○議長 これをもって5番、松田 穰君の一般質問を終わります。

次に、2番、上村萌那君、ご登壇ください。

○2番 上村萌那 まず、コロナ禍での町民生活の支援について、2点質問をさせていただきます。

一つ目に、コロナウイルス感染症の影響も鑑みた町民生活の支援及び地域の消費を喚起するための施策の有無をお伺いいたします。2020年1月から日本でも流行し始めた新型コロナウイルスでございますが、阿武町はコロナ感染者ゼロ、これは県内市町村では唯一であり、町民の皆様の危機管理の賜です。経済状況はワクチンの普及もあり、少しずつ回復している傾向にありますが、この2年間に収入が減少してしまった方も当然いらっしゃいます。加えて、現在世界で拡大しつつあります新たな変異株（オミクロン株）の影響の恐れも今後考えられます。そこで、町民生活の支援についての質問です。コロナ関連の補助金で、学校の自動水栓整備、事業所の家賃補助、一次産業の方への給付金等さまざまありますが、全ての町民への一律の支援といったものを希望する声があります。全国的には各自治体独自の商品券を配って、地域経済の活性化を兼ねた市民への一律の支援というものをしているところが多いようです。阿武町では現在そういった町民への一律支援というものが制定されておきませんが、阿武町でコロナ感染者がゼロであったというのは町民お一人おひとりに金銭的な負担もいただいて成り立っております。例えば30円の不織布マスクを家族4人が使うと1日が120円で、月換算で3,600円、この2年間で86,400円の負担となりますし、他にも消毒用のスプレーやウェットティッシュ等定期的に



購入されています。町民全員のコロナ対策意識によって感染者が発生せずに済んだというのは事実でございます。もちろん地域経済の活性化というのも支援金の大きな役割の一つであるという事は理解しておりますが、今回ここでは阿武町でのコロナ感染者が出なかったということをご評価いただき、町民へのいわば慰労金という位置づけのような、全ての町民への一律の生活支援を希望いたしますが、これについて町長のご意見をお聞かせいただければと思います。

続いて、阿武町における新生児子育て世帯への支援についてお伺いいたします。現在、国の施策として18歳以下の子どもに10万円相当のクーポン券及び現金を給付する運びになっております。まずは12月中に5万円の支給があり、続いて年度内に5万円相当のクーポンが配布される予定と報道されております。2020年4月に国民全員に10万円ずつ支給された際、全国的には2020年4月27日時点で住民基本台帳に記載されている方に支給されるというところ、阿武町ではその年度内、つまり2021年4月1日までに生まれた子どもも対象とされ、国の施策よりも対象期間が約11ヶ月延長され10万円が支給されたことは保護者にとって大変有り難いことございました。そして、このたび18歳以下という制限ではございますが、12月に追加の支援金が国から支給されるわけではありますが、実は12月以降、これから年度内に出産を控えている妊婦さんが阿武町内に5名いらっしゃいます。後4ヶ月以内に5名の出産というのは、2020年度が5人、2019年度が4人の出生であった阿武町では多いといえる人数です。給付金のため子どもを産むわけではないですが、子どもにお金がかかるというのは皆さん同じです。数ヶ月の差で10万円の給付が受けとれないということになります。そこで、今回の子育て世帯の支援におきまして前回と同様に、阿武町独自で給付対象者になる期間を、年度内の出生までとしていただくというお考えがあるかどうか町長にお伺いいたします。また、補足ですが、次年度出産予定で既に母子手帳の交付を受けられている方も若干名ですがいら

っしゃいます。

○議長 ただ今の2番、上村萌那君の1項目目の質問に対する執行部の答弁を求めます。町長。

○町長 コロナ禍での町民生活の支援について、大きく2点のご質問をいただきました。まず1点目の、新型コロナウイルス感染症につきましては、国内においては新たな感染者が激減してようやく収束かと思われた矢先、先ほどもありましたが、今度はオミクロン株というようなものが世界的なまん延が懸念され、国におきましても水際対策の強化を図る等、新たな脅威となっているところであります。本町につきましては、幸いなことに今日まで1人の感染者も出ていないわけではあります、これも、上村議員がご指摘のように、住民の皆様方の危機管理の賜ではないかと私も同感でありますし、新型コロナウイルスの対策に伴う各家庭のご負担が増えたことについてもまたそのとおりであるというふうに思います。町といたしましても、国の施策に加えてコロナの影響により収入が減った事業者への町単独の経済対策事業の実施や、国が行う子育て世帯への臨時特別給付金の対象外となった基準日以降の出生者についても、町独自で10万円の支給を行いました。また、新型コロナウイルスの影響によりアルバイト代等の減少で就業継続が困難となっている阿武町出身の学生には、町の特産品を送って学生生活の支援を行う等、町民の皆さんへの暮らしや経済に係る負担の軽減、あるいは支援対策に取り組んできたところであります。他方、学校や児童福祉施設、社会福祉施設へは、国からマスク等の配付が適宜行われ、町におきましても、国の「新型コロナウイルス感染症対応地方創生交付金」を財源として、町内の公共施設における感染症対策に係る備品として、非接触型の体温計、あるいは手指消毒用機器及び関連する消耗品等も配置しているところであります。また、公共施設での会合・イベント開催時には、マスクの着用を忘れた方にはマスクを配布して、

また生理用品の貧困対策につきましても、学校においては生理用品の備え付けも行っております。こうした中、議員は、町民への一律の生活支援として「慰労金」的なものを給付をしてはどうかというご意見であります。私は、上村議員は、先ほど例として、各家庭でのマスク代を挙げられましたが、この様に、国民全員共通する臨時的、特別な支出に対する支援措置については、実施するのであれば、本来国が実施するべきものと考えておりまして、県あるいは市町村が行う支援措置等につきましては、その地域の人口やインフラ、また、社会経済情勢等の地域特性による出費あるいは事業活動、あるいは減収の偏在等に対する是正や事業者の支援、また、地域の実情に応じた、国の制度への上乗せや横出しによる補完等を行っていくべきものと考えておりまして、ご提案のありました、町民全体への「慰労金」の支出につきましては、もちろんお金の配布でありますから、貰っていやな人は誰もいないわけですが、そもそも「慰労金」という言葉も含めて、若干の戸惑いを覚えると言うのが私の実感であります。ただ、このことにつきましては、政府が今年度補正予算として、6兆8,000億円の「地方創生臨時交付金」を計上し、そのうち、自治体へ1兆2,000億円の配分なされるような報道もありますので、私といたしましては、本町への配分がどうなるのか、また、国の支出基準、あるいは他の市町村の動向等も見ながら、再度町の施策の方向を決めていきたいと考えております。なお、その際にも、私の基本方針は、安易なバラマキと言われるようなものではなく、真に支援が必要な町民に真に必要な施策をしっかりとお届けするというのが基本であります。

次に、2項目目の、新生児子育て世帯への支援、についてであります。ここで、国が実施する「子育て世帯等臨時特別支援事業」について、若干、事業内容の説明をさせていただきます。この事業は、先月の19日に「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」として閣議決定がされ、新型コロナが

長期化し、その影響が様々な人々に及ぶ中で、子育て世帯を力強く支援するという観点から、児童を養育している方の年収が960万円以上の世帯を除き、0歳から高校3年生までの子どもについて1人当たり10万円の給付を行うというものであります。給付方法は、具体的には子ども1人当たり5万円の現金給付を年内に開始し、来年春の卒業・入学・新学期に向けて、現時点では子どもに係るサービスや商品に利用できる1人当たり5万円相当のクーポンを基本とした給付を行うこととされておりまして、今回の補正予算で、その内の5万円の現金給付に向けた町予算の補正予算を、議会に上程しているところであります。そこで、ご質問の、12月以降来年3月末まで同じ年度ということではありますが、それまでの子どもの事ではありますが、実は、この「子育て世帯等臨時特別支援事業」の「支給要綱」によりますと、対象児童は、令和3年9月分の児童手当に係る児童及び令和3年9月30日の翌日以降令和4年3月31日までに出生した児童とされておりまして、つまり、平成15年4月2日から令和4年3月31日までの間に出生した児童となっておりますので、年度内の出生者は出生届出の今から出てくるたびに出生届出後に支給手続きを行っていただくということでもありますからご安心いただけたらと思っております。以上で答弁を終わります。

○議長 2番、ただ今の執行部の答弁に対する再質問はありますか。

(2番、上村萌那議員「はい」という声あり。)

○議長 はい。2番、上村萌那君。

○2番 上村萌那 ばらまきというのは聞こえが悪いですけど、私としては町民への一律の生活の支援であるという事をお考えいただきたいと思っております。それで、今後、地方創生臨時交付金というものもございますし、また、交付金は今からの交付になりますので、町の方でも使い道等ですね、今まで施設の整備や企業の事業主の支援に重点的にこの交付金を利用されまして、これ

をコロナ対策として町にとって必要な事業であったという事は理解しております。ですが、町民としては、ほんの一部の事業に交付金が充てられていると感じていらっしゃる方もいるというのも事実でございます。現在、食品や燃料等 11 月より高騰しております。消耗品の支出も積み重なっておりますし、今後、地方創生臨時交付金の支給でも、今町民生活の支援が必要ではないかと考えておりますので、また、町長の方で今後ご検討いただけたらと思っております。2点目の子どもの支援についてですが、これは私の理解不足で、令和4年3月31日までに生まれるお子さんにもいただけるということで安心いたしました。是非こちらも周知方法について、町の方でお考えいただき、心配していらっしゃる方もいらっしゃるかと思いますので、皆さんに周知が行き届くようにしていただければと思います。以上です。

○議長 町長。

○町長 先ほどのばらまきかばらまきじゃないかということではありますが、例えば例として、私も含めて公務員がコロナになって以前臨時交付金で 10 万円貰いましたよね。家族一人ずつ 10 万円。私はあの時に、私が何かコロナで給料が下がったわけでもないし何も下がってないのにこれは貰うべきお金なのかな、と思いました。で、もしかしたら返納しようかなという気もありました。でも、待て待てと、返納したって国庫に入るだけで、これをちゃんと有効に使おうじゃないかと思ひまして、変な話ですけど、それまで家内に弁当を作って貰って役場に持ってきて食べていました。その時以来、これは地域に還元しよう、お昼のお弁当をあるところに頼んでおります。もう 10 万円を超えました。でももう家内は作ってくれません。ですが、私たちは、そういう気持ちをいつも持ち続ける必要があるんじゃないかということで、それを私は実践しているわけでありまして。それは今私の話であって、例えば町の職員についても、特別な事情があるかもしれませんが、同じような事が言えると思います。です

から、私はそういったところまで全部コロナだと言って、お金を国からもらったから極端な話配るといったことは何か違うんじゃないかなと、阿武町らしくないと。阿武町は1本筋が通って要る人にはちゃんと支援する、そうでない人は私にも私にもと言うんじゃないし、やっぱり享受をもって生活をしていただきたい。そういう気持ちなんです。ですから今からどういう要領、要綱が出てくるか分かりませんし、何ぼという金額が割り当てられるか何も分かりませんが、今度新しく出てくると言われる1兆6,000億円の分配がいくらになるか分かりませんが、そういった事については、しっかりとこの使い道については、本当に困っている人に、今までどこまで行き渡ったのか、国も色々な事をやっていますね、県も色々な事をやっています、町もその多分さっきの前の時の10万円配った時の話は、国も年度を切ってしまうてこれはおかしいだろうという事で、来年度、同じ年度の人はあげましょうよというふうな事で制度を作りました。国は今回は反省したのかどうか分かりませんが、今度は同じ年度は年度でこだわりますよということにしております。やっぱり本当に困っている人にお金をあげるのは、これは正にきちっと筋の通った町の生き方じゃないのかなというふうに思うんです。ですから、私はそこを、擁護かもしれませんが、そこはやっぱり筋を通していくべきであるというのが本音でありまして、その中に色々な理由があって、合理的な理由があるのであれば、それは皆様方に還元していくということから、そもそも既に10万円というお金は1世帯では無しに1人あたり10万円というお金が配られているわけですから、そこはしっかりと慎重に、私はある意味、それがあから良い町なのか、よそから来てですよ。1本筋が通っているから良い町なのか、それは、私は、評価は分かれると思っていますが、それはそこだと思えます。それから、周知の問題。これは確かに今言うようにちゃんと周知していないからそういう話になると思いますから、これはしっかりと、色々な形で色々なものが出てきた時にはしっかりと周

知する。常々職員にも言っているんですが、広報に載せたから周知したとは限らんぞと、無線で言ったから周知したとは限らんぞと。色々なメディアを使ってこれでもかこれでもかと周知していく事が大事、言ったつもりでもそういう事になる。これまで以上に、今からこの事だけではなく色々な事の周知については、体制整備をすると言いましたので、体制整備をする中で皆さん方に情報をしっかり伝える事については今からも今まで以上に努力していきたいと思えます。以上です。

○議長 2番、再々質問はありますか。

(2番 上村萌那議員「ありません」という声あり)

○議長 再々質問ないようですので、2番、続いて2項目目の質問を許します。ご登壇ください。

○2番 上村萌那 今度はSNSの利用について2点質問させていただきます。

1つ目に、阿武町役場における公式SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）の管理状況についてお尋ねいたします。コロナ禍で、地方への移住が注目されている一方で、県外の移住希望者が実際に阿武町を訪れて来てもらうということができにくくなっている現状があります。その中で阿武町に興味を持って係わっていく「関係人口」を増やし、移住希望者へ情報を発信していくことができるツールとしてSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）がある程度有効であると言えます。平成27年に作られた阿武町版総合戦略の内容にも「町への新しい人の流れをつくる事業」の一部として「SNS年間100回の投稿」という目標がありました。阿武町に興味を持っていただくためには、こちらから発信していくというスタンスが重要であるということは、町長をはじめとする阿武町の執行部もこの平成27年の時点でご承知であったかと思いますが、ここ数年で新型コロナウイルスのまん延というパンデミックを経験し、リモートワークの普及や密を回避する田舎暮らしが注目されている今こそ、S

NSをより有効的に地方創生および地域活性化に活用していく方法を考えていく必要があるのではないのでしょうか。現在、阿武町公式のSNSで活発に利用されているものはフェイスブックとユーチューブがあります。フェイスブックではほぼ毎日投稿がされており、阿武町の公式ホームページの更新状況はもちろん、日々の町内での出来事やイベントの様子も紹介されています。フォロワー（阿武町のフェイスブックページに興味をもっている人）方の数も2,570人にのぼり、阿武町内外の多くの人に情報を届けられていると言えます。また最近になって動画投稿サイトであるユーチューブへの投稿が活発に行われており、1ヶ月で4～5本の動画が配信され、空き家情報や町民へのインタビュー、学校行事等が投稿されています。ユーチューブはインターネット環境さえあれば会員登録なしで閲覧できるため、誰でも気軽にアクセスすることができ、また、動画であるため阿武町の雰囲気や伝わりやすく親しみやすいものになっております。こちらのチャンネル登録数は約1,900人に達しております。これは先日のまちづくり懇談会で花田町長もおっしゃっていましたが、ユーチューブをきっかけに空き屋物件の問い合わせもあったとのことでした。一方で、阿武町の公式アカウントでありながら更新がかなり少ないもの、また、長期で更新されていないものがあります。ツイッターは4ヶ月に1回程度の投稿にとどまっております。最新の投稿は2021年8月11日となっております。インスタグラムにおいてはアカウント開設以来、町民と連携した地域の美しい風景、また何気ない日常を切り取った写真投稿が人気でありましたが、こちらは2020年8月16日以降1年以上新しい投稿がされておられません。こちらの2つの媒体で投稿が滞っている原因は何でしょうか。また、他のSNS（フェイスブックやユーチューブ等）を含めたアカウントの管理状況のご説明をお願いいたします。

2つ目に、今後のさらなるSNSの活用について、お伺いいたします。SNSの活用は、移住者獲得以外にもふるさと納税寄付額の増加や観光客増加にも



大きな効果が期待できるものです。山梨県丹波山村という所ではツイッターで返礼品である桃のPRをしたことで2019年に550万円であった寄付額が6,000万円にまで増加したという例もございます。また、インスタグラムは写真や動画の投稿を中心としたSNSでございますが、この影響で観光客が増加しているのは、山口県内でも長門市の元の隅神社や下関市の角島大橋等が有名です。観光客がインスタグラムにアップロードした写真を見て、別の観光客が訪れるという相乗効果が見られています。4年前の内外情勢調査会全国懇談会にて、安倍晋三元首相も元の隅神社について触れ、「地方活性化の鍵はSNSにあります。CNNで紹介され、たくさんの方がインスタグラムで撮って紹介し、今、人口2万人の町に40～50万人が1年間に訪れるという場所に一変したわけでありますから、どんな地方にもそういう宝は眠っていますから、それを世界に発信することで、その地域ががんと変わっていくだろう」とSNSを利用した地域活性化の可能性について言及していました。阿武町には3月にはキャンプフィールドのオープンもあり、阿武町に興味を持つ人を新規に獲得する絶好の機会であります。このチャンスを逃さないよう、#ハッシュタグを利用した広告拡散のキャンペーンや阿武町版DMOの体験型観光の宣伝・予約とリンクさせる等、今後のSNSの幅広い活用が期待されます。しかし、一言にSNSといってもそれぞれの特性を活かした発信をする必要があり、効果的に集客するためには、専門分野の講師を招いての研修や広報担当者での勉強会等も必要ではないかと考えます。今後、町としてSNSを利用したより効果的なPR活動の計画がありますでしょうか。ある場合は具体的な計画内容をご説明いただければと思います。

○議長 ただ今の2番、上村萌那君の2項目目の質問に対する執行部の答弁を求めます。町長。

○町長 SNSの利用について、大きく2点の質問をいただきましたが、ま

ず1点目の公式SNSの管理状況であります。最初に、主なSNSには、ユーザーの多い順に、ライン、ツイッター、インスタグラム、フェイスブックがあり、また、動画のユーチューブもSNSという位置付かかもしれません。また、SNSは、それぞれの持つ特性やユーザー層がありますが、基本的には双方向で、共感性があることが魅力で、私も町の動きのお知らせのほか、関係人口構築など、町内外のファンやサポーターの獲得にも大変有意義であると思っております。こうした中、阿武町の公式フェイスブックは、いち早く平成23年から、これは県内の市町村の中で早かったと思っておりますが運用しております。また、ツイッターやインスタグラムにつきましては、平成29年の町のホームページ更新を契機に開設したところであり、フェイスブックにつきましては、2570のフォロワー数があって、人口比のランキングでは中国地方の市町村の中で上位第3位にランキングされていますが、相手の様子が見え、双方向の関係をつくる武器になるものとして、共感を得られるネタを積極的に発信させているところでもあります。一方、ツイッターは拡散性が強いために、主に災害発生等の有事の際の活用を想定しております。また、町のインスタグラムは、586のフォロワーがあるものの、投稿の滞りにつきましては、余力がなかったというのが正直なところではありますが、一方で、「ハッシュタグ阿武町」等、誰でも発信し、多くの記事が阿武町の魅力としてアップされており、阿武町で検索すると、5,000件を超える投稿が確認される状況であります。なお、本町ではこのほかにも、道の駅阿武町、そして温水プール、阿武町暮らし支援センター「shibanoo」、さらにはABUキャンプフィールド、「SUNBASHI CAFE」等で町の情報を発信していることはご案内のとおりであります。こうした中、以前成人式で、新成人にSNSの利用を尋ねたところ、圧倒的にインスタグラム、ツイッターの2つでありましたので、今後は、これらの運用に力を入れて参りたいと思っております。

す。また、本町では、ユーチューブの動画配信にも力を入れておりましたし、私も新型コロナ禍の中、町民の皆様への「感染防止の呼びかけメッセージ」をユーチューブで配信を行いました。空き家バンク事業においても、県外からの移動が制限される中での情報発信として、家の情報の紹介動画等の発信も行っておりますが、中には、14、5万回視聴されたものもありました。また、ABUキャンプフィールドのPRについても、キャンプ系の人気ユーチューバーを招いて4本の動画作成を行ったところでありますが、何と28万回の視聴があったところでありますが、テレビや雑誌以外にも大変な効果がある事を実感したところであります。従いまして、現在は、基本的には外部的な情報収集と情報発信は、何れもまちづくり推進課に一元化しているところでありますが、さらに効果的な発信には、ご指摘のように専門的な技術も必要なわけでありますので、体制強化も含めて、担当者の研修等につきましても、しっかりと取り組んで行きたいと考えております。次に、2点目の「今後の更なるSNSの活用について」であります。光ファイバも整備された中で、今後、ユーチューブ等の動画配信など、町の情報発信については、新鮮かつタイムリーに行わなければなりません。一方で、SNSは小さな放送局で、誰でも記者、誰でもカメラマンになり得ることから、逆に、使い方を誤ると大炎上など大変なマイナスも生じることから、現在、ABUキャンプフィールドのオープンを契機に、情報発信のプロや写真、ライターの方にも加わっていただいて、効果的な発信のマニュアルづくりなどを行っているところであります。なお、直接的な関係はありませんが、町民の方にもそれぞれ使っているSNSを通じて、積極的に情報発信も行っていたきたいと考えておりました。今後、町民を対象としたライン講座やインスタグラムやフェイスブックなどのSNSの発信講座も実施していきたいと考えているところであります。以上で答弁を終わります。

○議長 2番、ただ今の執行部の答弁に対する再質問はありますか。

(2番 上村萌那議員「はい」という声あり)

○議長 2番 上村萌那君。

○2番 上村萌那 ただ今町長よりユーチューブの方で、この間ユーチューバーの方が来られて大変な効果があったとお伺いいたしました。これは他のSNSでも影響力のある方、インフルエンサーと呼ばれる方のご協力をいただいて拡散力が強力になってくる事もあるかと思っておりますので、今後ともそういった活動を続けていただけたらと思っております。インスタグラムについては、阿武町と検索すると、阿武町の色々な惣郷の鉄橋とか、道の駅阿武町から見える夕陽等色々な写真ももちろん上がってきて、そういった事で阿武町の宣伝がしていけるのではないかと、阿武町が発信して行かなくても、町民の皆さんが発信していただく事で、阿武町を宣伝していくことができると思うんですが、特に、インスタグラムについては投稿が滞っておりますので、実際に阿武町の公式なインスタグラムがあるから見て見ようと思った時に、ちょっとあまりにも投稿が滞っているので、見る方ががっかりしてしまうという事もありますので、頻繁でなくても定期的な投稿があればいいかなと思うんですが、美しい場所にわざわざ行って美しい写真を撮ってそれをアップするというのは、ちょっと労力的に役場の方だけでというのは難しいかもしれませんので、今後、町民の方と連携して、町民の方が撮っていただいた写真を阿武町の公式SNSの方に投稿していくといった様な事もできればいいかなと思います。これは質問ではなく私の感想になります。以上です。

○議長 町長。

○町長 さっきのやっぱりユーチューバーも色々なジャンルがあるようでありまして、そういったものを使って我々の社会に強い影響を及ぼす方を総称してインフルエンサーと言っておりますけども、そういった方々も、やはりただ何

もしてなかったら来てくれません。来てくれる事によって若干お金が要る事もありますが、その事によって何倍の何十倍の既読効果があるという事でありますから、今からも時にはそういうお金を使ってでも、そういう方々を呼んで、その事によって町内外にその事をPRするという事をやっていきたいと思えます。それとインスタグラムやツイッターにつきましても、実際には開設はしておるが、先ほど申しましたように、なかなか手間がなくて全てのSNSの管理を行う事は、今の体制では手間が足りない状況でありますので、今後そこは少し体制を強化してから、重要なツールである事は十分認識しておりますから、例えば広告の紙1枚配って新聞に入れるのと効果的には大きな違いがあります。全世界に発信されるわけですから。そこら辺は十分認識しておりますから、今後ともそこには今まで以上に注意をしていきたいと思っております。以上です。

○議長 2番 再々質問ありますか。

(2番 上村萌那議員「ありません」という声あり)

○議長 これをもって2番、上村萌那君の一般質問を終わります。

次に、4番、西村容子君、ご登壇ください。

○4番 西村容子 自治会統合について、お尋ねいたします。

私は、平成30年度から宇田中央自治会長となりました。以前、阿武町から「駐在員制度は、今後高齢化で役員をする人がいなくなり小集落は特に会の運営が難しくなる。」との説明があり、2年を要して平成22年3月に5集落が統合し自治会が設立になりました。当時の会員は100世帯でした。今現在、色々な行事は新型コロナ感染拡大防止のため自粛していますが、その中で特に健康づくり推進事業として、夏季ラジオ体操、100歳体操等集まると、自然と気持ちが明るくなり、住民の皆さんの参加意識がとても高いと思えます。宇田中央役員会では、宇田郷地区の道路等整備の要望を真剣に考え、宇田郷4自治会への会議に提出しています。役員と一緒に現場にて確認をしております。

ます。その後、昨年度より各自治会からの要望が5項目となりました。お互い譲り合いながら、緊急を優先しています。また、いつも「草刈作業労力負担軽減事業はこれからもずっとあるのか。」と尋ねられます。「今度はここに工事を頼みたい。」等と各支部長も待っている状態です。宇田中央役員会では、中央全体の問題を一緒に考え相談し合い共有しています。以前は遠い集落とっておりましたが、話し合うことにより近くに感じるようになりました。しかしながら、宇田中央自治会では、高齢化率が2011年3月末は52.23%、そして2021年10月末は64.67%、高齢化率は12.44%増になります。会員数も76世帯です。正に人口減少と高齢化率は上がっています。次年度は役員改選となりますが、役員の交替をしたくても交替する人がいない。支部の中には、設立当初から役員をずっと続けています。また受けざるを得ない状況です。そして、日々の生活に自助、互助、共助、公助を基本としている中、人材が不足しています。今後、2年間の会議を重ねてせつかく統合している会を「人材が不足している。」とはいえ、より良い活動に向けて考えていかなければいけないと思います。なお、宇田郷地区4自治会の会議は、地域全体の様子がお互いに理解でき、問題解決もスムーズに進みます。以上の現状を踏まえ、過疎高齢化が急速に進む中、私は自治会統合を進め、組織の維持・充実を推進する必要があるのではないかと思います。

①他地区の統合に向けた取り組みの状況について、また、なぜ統合が進まなかったのか理由をお聞きします。

②草刈作業労力負担軽減事業は、今後、長期事業として考えられていますか。

以上、町長の答弁を求めます。

○議長 ただ今の4番、西村容子君の質問に対する執行部の答弁を求めます。  
町長。

○町長 自治会統合について、のご質問をいただきました。

ご承知のとおり、阿武町では、平成21年から自治会制度に移行して、それまでであった56の集落が現在は43の自治会になり、現在に至っております。因みに、その時に統合した自治会ではありますが、奈古地区では、浜の三と浜の四が統合して美浜自治会に、そして、上片と下片が統合して大里自治会、そして、福賀では、伊豆、三和、上万、黒川の4集落が統合して宇生賀中央自治会、それから宇田郷では、田部、井部田、つづら、平原、郷の5つの集落が統合して宇田中央自治会、そして、今浦、元浦が統合して宇田浦自治会、また、尾無と畑が統合して尾無畑自治会、さらに、惣郷上、惣郷下と大刈名振の3つが統合して惣郷自治会となったところであります。こうした中、特に、宇田郷地区においては、統合について積極的に進めていただき、12の集落が4つの自治会に再編統合されたわけではありますが、西村議員のいらっしゃる宇田中央自治会の様に、統合に至りますまでに2年を要したわけでありまして、当時大変なご苦勞もあったことは、このことから窺えるところがあります。今では、各自治会とも立派に自治会運営をされておられ、特に宇田郷地区においては、4つの自治会長さんと地元の議員、そして行政の職員が定期的集まって、それぞれの自治会の問題、また、宇田郷地区全体の問題等についての協議・検討の場が設けられていると伺っているところであります。私といたしましても、こういった手順を踏んで、あるいは優先順位を付けて、地区全体の課題として集約された意見・要望については、単発の自治会から上がってくるものとはその重みが違うというふうに考えておりまして、できる限り、また優先的にお応えしなければならないというふうに思っております。こうした中、1点目の質問であります、宇田郷地区以外の自治会の統合に向けた取組状況と統合が進まなかった事についてであります。このことにつきましては、町といたしましても、特に戸数が一桁、あるいは

十数戸というふうな自治会が多い福賀地区におきましては、これまでも何度となく自治会長さんの方々にお集まりいただき、統合に向けた投げかけ、あるいは意見交換もして参ったところであります。しかしながら、福賀地区は、自治会長さんの任期の多くが1年ということもあり、なかなか話の内容が継続されない、また、現時点では特に困っていない、さらに、統合のメリットが見えてこない、等の理由により、なかなか統合に発展するまでには至っていないのが現実であります。また、先ほどの議員のご指摘のように、統合したところでさえ、今では役員になられる方の人材不足に悩んでおられるとのことで、町としても同様にそのことを危惧しているところでもあります。こうした中、現在、福賀地区においては、福賀支所長と総務課の行政係が中心となって統合への働きかけを強化しているところでありまして、因みに、昨年の12月に福賀地区を4グループに分けて、自治会ごとに10年後の人口構成を示して、このままでは自治会が成り立たなくなっていくこと等の問題提起をした上で、自治会関係者と福賀地区の職員を交えた意見交換を行い、また今年に入ってからは、4月の自治会長集会の際に話し合いの場を持ちました。そしてまた、9月からは「NPO法人・市民プロデュース」の方にも関わっていただき、住民自治を考える講演や勉強会を行い、また、10月と11月にも可能性のある自治会を対象に統合に向けた意見交換会を行ったところであります。しかしながら、自治会統合については、ある意味市町村合併と同じで、強権的に仕向けることはできないわけでありまして、最終的には自治会の皆さんが判断されることであり、町としては、近い将来を見据えた上で問題提起をさせていただきながら、最善を尽くし、今後とも統合に向けたお手伝いを継続して参る所存であります。

次に、草刈り作業労力負担軽減事業の継続についてのご質問であります。始めに、「草刈り作業労力負担軽減事業」始めた経緯と、これまでの実績につ



いて若干説明をさせていただきます。この事業につきましては、平成29年に、私が町長に就任した時、7つの具体的施策を掲げさせていただいた中の1つでありまして、大きな切り口としては、健康寿命の延長と高齢化に対応した生活環境整備、ということになります。高齡化や人口減少が進行する中で、高齡者の方の健康な暮らしの支援、また、高齡者の方が生活し活動しやすい環境づくりを進めるという事で、自治会の皆さんに大変ご苦勞をおかけしております町道等の草刈り作業に対し、実情は重々承知しておりますので、少しでもそのご苦勞が軽減されるようにとの思いから、作業面積を減らすということで、路肩や法面をコンクリート等で覆う工事を実施することとさせていただいたところでもあります。なお、この工事の構造等につきましては、本来なら道路工事の基準となる国土交通省が示す「道路構造令」に従うところがありますが、私としましては、なるべく工事単価を下げて効率よく最大延長を伸ばす、ということにより皆さんのご苦勞が軽減されるように実施したいという思いから、防草のみに特化し（草が生えないということのみに特化し）、多少コンクリートの厚みが薄くても、延長を伸ばすことに意を用いて実施しているところでもあります。因みに、参考までに平成29年度から令和2年度までの4年間の実績を申し上げますと、奈古地区が、9路線で総延長は1,690m、福賀地区が、16路線で総延長は2,690m。宇田郷地区が、9路線で総延長は1,930m、合計しますと34路線で総延長6,310mと、相当な延長を実施することができました。そこで、西村議員のご質問であります。この草刈り作業労力負担軽減事業について、今後、いつ頃まで続けるのかということですが、この事業につきましては、私は、町民の皆さんに大変喜んでいただいているという認識であります。また、現時点でも多くの希望箇所もまだまだあると思っておりますので、正確に何時までとは申しませんが、当分は続けて参りたいと思っております。ただ、この事業は、国や県の補助金はない

中で、毎年2千万円程度の単独の一般財源、いわゆる「真水」を支出しているところであり、10年なら2億円になるわけであって、町にとって決して小さな負担ではありません。従いまして、いつかの時点で全体的な整備の状況、あるいは皆さん方からのニーズ等を総合的に勘案しながら、事業の縮小とか総事業費の減額とか、あるいはもっと先では事業の終了も検討することは可能性としてはあるかも知れませんが、当面、この2年先、3年先にこれを終わるといふうなことは全く考えておりません。当分の間は続けるつもりであります。以上で答弁を終わります。

○議長 4番、ただ今の執行部の答弁に対する再質問はありますか。

(4番 西村容子議員「はい」という声あり)

○議長 4番 西村容子君。

○4番 西村容子 福賀では色々集会されたり後援会等されているようですが、奈古もありますし、少しでも今のうちに考えておかないと、もう自分たちも5年後、10年後と考えると、どれだけの人が役をしてもらえるのか、同じ人はずっと続けている状況です。すこし深刻に考えていかないといけないのではないかと思います。それと、草刈軽減事業については、みんなも待っておりますので、できるだけ早期でお願いしたいとこちらは思っております。今後の2千万円のお金も大変でしょうけど、やっぱり田舎で暮らして家と家との間が離れて話もできないけど、この1点だけでも喜んでおりますので是非お願いしたいと思います。

○議長 町長。

○町長 まず、統合の話ではありますが、本当に今福賀地区の例を出しましたけど1桁の戸数の集落ではありますが、これが名目上は一応それも自治会という話になっておりますけど、いずれそういったところにつきましても、人材がいなくなってしまうのかなということでもあります。ご承知のように、宇田郷地区

には惣郷の大刈名振ですね、今誰も人がいなくなりましたけど災害等がありました。ああいう状況のところはたくさんあるようなことで、そこに役にいられた方は本当に大変だろうというふうに思っております。ですから、一つ宇田郷地区で良い例がありますので、我々もこういったものも見ながら、今の強権的に首根っこを押さえていこうというふうな話はするべきではありませんし、してはいけないことですが、色々な状況を皆さんにお伝えする中で、自然と皆さんがやっぱりそうだなという感じになっていただける、そういう気分を醸成していく事が、我々ができる事かなというふうに思っておりますので、今まで同様に色々な研修会等を通じやっていきたいなと思います。それから、また、草刈作業の話につきましては、当分やっていきますし、私は自分が町長になって新たに興した事業の中でやっぱりこれが一番ヒットかなと思っております、本当に皆さんに喜ばれております。で、横道にちょっと逸れますが、先般、今日も報告しましたけども、日本で一番美しい村連合の審査員2人が阿武町に来られて、2日間にわたって阿武町全地区を見て回られたわけですが、その中で、後の皆さん方との懇談をして聞く中で、道の側が、私はまだまだと思っておりますけど、みんな草刈がされていてすごく美しい、ということにびっくりしておられました。本当に賞賛されたんです。こんな所はありませんよと。私は、本当はえっと思いましたが本音としては。結構まだ草はぼうぼうではないかと思っておりましたが、やはり外から見られた方が素直にそういう感想を持たれた、ことは事実でありますから、外から見られた方はそういった所を見ていますね。この町どんな町かを。ただ、多分ですけどパスするでしょう。連合に加入する事は。けども、やっぱり我々は地元の方々が色々地元を誇りを持ってPRするのも大事ですし、やっぱり外から来られた時に、あつ道の法(周辺)がきれいだという事も、大事な町のポイントだと実感したわけでもありますので、そういった事になるためにも、手が届かない高齢のおじいちゃん、おば

あちゃんが背中に草刈り機をかるって、2時間も3時間も4時間も夏場に大汗かいて、脱水になるかもしれないのに、それでもご苦労されている。それを少しでも減らしたいという気持ちですけど、ですから、まだまだやる所はありますし、やればやるほど皆さんに喜んでいただけるし、やはり外から見た時にもよく整備されている町ですね、と言っただけのわけですから、当分の間、このことはしっかりと続けていく必要があるなというふうには思っております。そして、その中では各集落にこちらからお話させていただいて、中には優先順位の話で色々すったもんだもあるようではありますが、それはそれとして、しっかり集落の中で話していただいて、次はここよねと皆さんの合意を得て次はここをやりましょうねという事は、場所については、集落（自治会）の方に任せていると聞いておりますから、その辺はまた調整をしていただけたらというふうに思っているところであります。以上です。

○議長 4番、再々質問はありますか。

(4番 西村容子議員「はい」という声あり)

○議長 4番 西村容子君。

○4番 西村容子 確かに草刈対応にみんな、前の年はここまでできたのに今年はこちらまで刈られん、というだんだんとその状態が来ておりますので、是非そういう理解をいただきたい、草刈軽減事業をなるべく長く続けていただきたいというお願いでございます。以上です。

○議長 これをもって4番、西村容子君の一般質問を終わります。

ここで会議を閉じて昼食のため休憩いたします。午後は1時から再開します。

休 憩 11時57分

再 開 13時00分

○議長 昼食のための休憩を閉じて、休憩前に引き続き一般質問を続行します。次に、3番、白松靖之君、ご登壇ください。

○3番 白松靖之 まず、新型コロナウイルス関連の事でございますが、阿武町では県内並びに近隣市町村において感染者が出る状況下でも、感染者ゼロを現在まで更新しております。これは先ほど町長、議員の質問の中でも述べておりましたが、これも町民の皆さんのご理解とご協力と阿武町の医療関係者並びに職員の皆さんのご尽力の賜であると思います。それでは質問の方に入りたいと思います。

1つ目は、買い物困難者、買い物弱者対策について、阿武町としての考えを伺います。今年度限りでJA山口県福賀ふれあい店縮小により購買店舗は閉店します。これまで地元のJA婦人部の皆さんを中心に購買店舗の利用促進、売上げを上げる取り組みが行われてきましたが、来年3月18日をもって閉店を決定されました。これまで店舗を利用されておられた町民、特に福賀地区の皆様にとりまして、今後、日常の買い物が大変不便になることが想定されます。町としてこの事実をどのように捉えておられるのか見解を求めます。

○議長 ただ今の3番、白松靖之君の1項目目の質問に対する執行部の答弁を求めます。町長。

○町長 JA福賀ふれあい店の閉鎖に伴う、買い物難民の対策について、であります。ご指摘の、「JA山口県の生活店舗の福賀ふれあい店」につきましては、JA合併の組織の再編統合の中で、特に、利用者の減少などで採算の厳しい店舗ということで、今年度末で閉鎖の提案があったと伺っております。また、代替案として、移動販売車を配置するというふうな計画もある様な事も聞いているところでありますが、実際にどのような形でこの問題が決着す

るかにつきましては、まだ、福賀地区の皆さんとJAとの話し合いの最中だというふうな認識でもあります。ただ、このことにつきましては、店舗の存続につきましては当然、経済団体であるJAが組合員との話し合いの中で、着地点を見いだされるわけでありますが、例えば、廃止ということになれば、白松議員のご指摘のとおり、福賀地区に皆さんの日常の買い物が大変不便になるということは、言うまでもないところであります。こうした中、一部には、この店舗を有志で引受け存続させるような話もあったと聞いておりますが、現実問題として、JAもそれなりの努力をした中で、採算が取れないとの苦渋の判断であったとも思われますし、地域の人が相当の覚悟をしてこの店を守るということであれば別であります。よほど工夫をしなければ、最終的には一部の人に偏った負担がかかるというふうになる恐れもあると思われれます。また、例えば、「ふくすけ便」の利用等により、地区内の他のお店へ店舗の機能を集約とか、そういうふうなことは可能かもしれませんが、何れにしても、この件につきましては、地域の必須の機能としてどうするのか、将来にわたる採算性も重要な観点でありますので、感情的な思いだけではなくしっかりと議論が必要であると考えているところであります。なお、町としては、そうした議論の中で、例えば初期の設備整備について支援してほしいということであれば、しっかりと支援をさせていただきますが、経常的な運営経費の赤字補填等につきましては、実質問題としていたしかねるという事は、ご理解いただきたいと思っております。

以上で答弁を終わります。

○議長 3番、ただ今の執行部の答弁に対する再質問はありますか。

(3番 白松靖之議員「はい」という声あり)

○議長 3番、白松靖之君。

○3番 白松靖之 私、運転免許証を所持して車を持っている者からすると

なかなか実感が湧かないというか、隣近所の人的車に乗せていただきながらそういうお店に行くという人の感情と一緒にすることができないんですが、自動車を持たない方、また、免許を返納された方には本当に切実な地域の悩み、過疎高齢化の悩みとして、この問題については、今回は福賀地区の事案ではありますが、将来的には他の地区にも当然起こりうる事案だと思っております。今後日常の買い物について、地区の住民の皆さんの生活を守りたい、また、どうにかしたいという強い思いでそういった組織が立ち上がった場合は、行政サイドで公助の立場でできる最大限の支援をしていただきたいと思います。また、私も今回農協の総代として、この事案について複数の会の方に参加させていただきまして、ご意見の方を皆さんからちょうだいしながら私なりの意見を述べさせていただいただけでありますが、そういった盛り上がり、組織が立ち上がった時の相談の窓口として、阿武町及び関係機関、また相談しやすい環境、雰囲気づくりを町の方としても持っていたきたいと切に願うところでございます。

○議長 町長。

○町長 本当に実情として、あそこが大きな生活の場の拠点だったという事はおっしゃるとおりだと思いますし、それが今、今年度末をもって廃止されるという事は、まあ農協さんもこれが本意であったとはもちろん思っておりません、不本意ながらという事であったと重々承知ではありますが、大きな拠点が失われるという事になります。そうすると、その事は厳然たる事実でありますから、今度はそれを飲み込んだ上で次をどうするかという問題の中で、先ほどの移動販売車ですか、ご提案があったと聞いておりますが、移動販売車の事、それから他の店舗との調整、例えば福の里であったり、もしかしたら木村商店であったり、そういう他の店舗に、今その店舗で不足している農協の機能の一部を移転していくという方法もあるかもしれませんし、私は、

まだ細かく経営の中身まで聞いておるわけではありませんが、少なくとも今の所で今の状態で続けていくというのは、どうしてもできないから廃止という結果に至られたわけではないかなという事は容易に理解できるわけでありますから、例えばそのままの物をみんなでグループを作ってますよ、よくある話ですけど、会員を募って月に1万円ずつ会費か何かをいただいて、それも運営経費に回していったりするという方法でやっているところもありますよね、そういう店舗とかガソリンスタンドとか。承知はしておるんですけども、それが本当にこの福賀地区でできるのかなという事と、それだけの会員が集まるのかなというふうな事でありますから、今、解決策としてこれですというのはまだ出ていないというふうに思うんですよね。最終的な結論が。ですから、そこにおいては、前提として先ほども申し上げましたけども、何かのこういう形をするから初期投資の、例えばショーケースが要ります、で、どこそかに今の機能を付加してその中でやるようにしたい、そのためには冷凍ケースが要ります、500万円かかります、という話であれば、そこに初期投資は私どももしっかりと支援をさせていただく。ただ、もう赤字が出るから毎年300万円くださいとか、それはちょっと違うかなと思います。それは身の丈に合っていないということになりますから。だから身の丈にあったようなやり方をみんなで工夫していただいて、その中で出た結論について、初期投資についてはしっかりと応援させていただくという事を今日ここで申し上げたわけですから、今のような事も含めた中で、皆さんで話をされて決着をされたらいいかなと思いますし、また、色々な事につきましても、この前の「ふくすけ便」でもないですけど、しっかりとご相談いただければ私どももしっかりと相談に乗り、あるいは協議の中にも加わっても良いかなと思っておりますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長 3番、再々質問はありますか。



(3番 白松靖之議員「ありません」という声あり)

○議長 それでは3番、続いて2項目目の質問を許します。ご登壇ください。

○3番 白松靖之 それでは2つ目の質問に移ります。町内、奈古地区から宇田郷地区、福賀地区へ運行しております町営バスについて、町としての今後の考えについて伺います。現在、1日5便運行され、町民の皆様の買い物、通院、通学等で大切な交通手段として利用されております。しかし、第7次阿武町総合計画の中で、まちづくり推進課の調べでは、平成30年の町営バスの利用者数で見ると、惣郷線は年間延べ10,269名、月平均にしますと855名に対し、福賀線は3,377名、月平均288名とかなり利用者数が少ないという実態があります。第7次阿武町総合計画の中では、令和6年度(2024年)までの目標値として、惣郷線、福賀線1日5便を維持して行くことと明記されております。特に、他地区より交通手段が少ない福賀地区の住民にとっては、町営バスは重要な移動手段の一つです。令和6年度以降も路線を維持するために、バスの利用を促進する検討会や住民からの聞き取りを行う用意があるのかお考えを合わせて求めます。また、このような状況の中で、福賀地区では令和3年10月福賀昭和会有志の皆様により設立された福賀コミュニティ交通「ふくすけ便」は、利用者数10月が延べ55名、11月60名と順調な滑り出しをされております。また、平成二四年5月よりスタートしましたコミュニティワゴン「こうふく号」による運行では、これまで停留所へ定時までには歩いて行かなければ住民の皆様が利用できませんでしたが、「ふくすけ便」では、電話1本で家の庭先まで迎えに来てくれると利用者の皆さんからは大変喜ばれています。これに関係しまして、2019年12月の定例会一般質問で市原議員さんの「町の交通網の見直し」についての質問に対し、花田町長の答弁の中で、今後、自治会や農事組合法人、NPO等地域でデマンド方式の過疎地有償運送を計画される場合には、町として積極的に支援したいと述べられております。

今回の福賀コミュニティ交通「ふくすけ便」の立ち上げまでの経緯を前例、手本として、これから奈古、宇田郷地区にも同様の方式を広げて行く町の方針でよろしいでしょうか。阿武町としての考えを求めます。

○議長 ただ今の3番、白松靖之君の2項目目の質問に対する執行部の答弁を求めます。町長。

○町長 町営バスの運行と奈古・宇田郷地区へのデマンド交通の方向性、についてのご質問であります。町として、福賀地域交通「ふくすけ便」の取り組みのようなデマンド方式を、なるべく早い時期に奈古、宇田郷地区にも広げていきたいという事につきましては、以前から申し上げているとおりであります。そして、そのためには福賀地区の取り組みと同様に、利用者でもある住民主導の話し合いの取り組みを進めていきたいと考えておりますが、福賀地区が人口約500人、宇田郷地区も同じく約500人に対して奈古地区は、2000人を超える人口があります。また、奈古と宇田郷地区は、海岸部の国道191号で繋がっており、乗車の目的も町内の齋藤医院とか和田歯科への通院、そして買い物、さらには萩への接続が主でありますので、奈古地区と宇田郷地区を一体的に考えた方がもしかしたら合理的かもしれませんし、そうすれば人口規模や経済性もある事から、常駐のタクシーの配車センターのような事ももしかしたら考えられるかもしれません。なお、このデマンド方式の最大の課題はオペレーションでありますから、組織のあり方をどうするのか、一方で10月に始まった福賀地区の運行の中でも色々と問題点も出てくるかと思えますから、これらも検討、検証しながら、私としては新年度には検討に基づいた何かの形で手をつけたらと考えているところであります。なお、宇田郷地区及び福賀地区の現行の町営バスにつきましては、一日5回定時定路線の公共交通として当面は維持して参りたいと思っておりますが、両系統で、今赤字補填が年間3,000万円、3,000万円ものお金を赤字として補填しており

ます。また、特に福賀の町営バスにつきましては、朝晩の高校生の乗車以外はほとんどいない、乗車するお客がいないという状況にありまして、これ以上利用客が減少するという事になれば、先ほど3,000万円という数字を申し上げましたが、何百万円ものさらなる赤字補填が必要になることもあり得ますので、その際には、やむなくバスを廃止しもしかしたらもう1台、ワゴン車ぐらいでデマンド方式のようなやつを少し改編したような形でやっていく事もありかなという事も考えておるところでありまして、この辺についてはまだ決定しているわけではありませんが、色々考える事も多いかなというふうに思っております。いずれにしましても、今後はそうした事も考えながら、また利用者の意見も聞きながら、将来に向けた検討を進めて参りたいというふうに思っているところであります。以上で答弁を終わります。

○議長 3番、ただ今の執行部の答弁に対する再質問はありますか。

(3番、白松靖之議員「はい」という声あり。)

○議長 はい。3番、白松靖之君。

○3番 白松靖之 奈古、宇田郷地区については、今後配車センター等また色々な仕組みについて検討に入ると、何かしらのお考えを町として検討されるという事で聞き及びました。福賀便についても、しっかりと答弁の中でも住民の皆さん、利用者の皆さんからの意見を聞きながらより良い公共交通のあり方について話し合いの場を設けたいという事で、まず一つ安心したところでございます。何はともあれ、これから先、町の人口減少と高齢化の進展により、公共交通並びにデマンド交通への町民の皆さんの期待、必要性はますます増していくと想定されます。阿武町として、町民が安心して暮らせる町、選ばれる町、町民に寄り添う町の実現に向けて今後もより一層取り組んでほしいと考えます。また、近年、高齢者が加害者となる交通死亡事故が全国的に頻発しております。今後、行政には町営バスのさらなる利用促進と高齢者の免許の自主返納や環境

問題にも配慮した対策が求められていると思います。私はこれらの問題を解決するための一つとして、お年寄りから子どもたちまで町民の皆さんが参加される定期的な会議や行事等を、町営バスの運行時間帯に合わせて実施をする方法もあるのではないかと思います。以前、各地区のふるさと祭り等で利用の促進に向けた取り組みが行われていましたが、是非とも阿武町として取り組んでいただきたいとここで提案いたします。また、可能な限りここにおられます阿武町議会議員の皆さんや町職員の皆さんの積極的な利用を合わせてお願い申し上げます。

○議長 町長。

○町長 さっき答弁でも申しましたように、福賀地区は今あの方式はオペレータになる方がいらっしゃって、そこに電話がかかってきてその方がラインを使って会員の中から運転してもいいですよという人を募り、何時何分にどなたかがどこに行かれますよと、誰か動けますかという事をされて、僕が今空いているから動けますよとラインでオペレータに返して、そこで決められた時間にその人が行くというのが最終的な形だと思っておりますし、例えば福賀から奈古に出てきて、スーパーに行く時に、30分以内であればそのままいと、極端な話ちょっと待ってて20分かかるけど買い物袋を下げて戻ってくるから、また乗せて帰ってねと、その代わり500円と500円が要るよと、そういう方式ですよ。今度は宇田郷地区、奈古地区については、奈古地区は特に現に業者としてのタクシー屋さんがいらっしゃるわけです。現業者がいらっしゃる。ここの調整も大変で、私は、もしかしたら奈古地区と宇田郷地区、タクシー屋さんでもそのタクシー屋さん、例えば私が自宅からKタクシーさんと呼んだとしても、そのオペレートする人は萩にいらっしゃるわけです。でも来てくれますよね。それで家まで来られるんですよ。で、目的地まで行けますよね。同じ事が言えるのであれば、例えば宇田郷地区の人が利用するにしても、別に宇田郷

地区の方がオペレートしなければその方の自宅に行けないとは限らないわけですよ。そうすると、オペレートする人はどっかで集約してもいいんじゃないかという事も考えられます。例えば奈古地区のどなたかがオペレートして、惣郷の何とかさんをお願いしますという話だってできなくはないということになると効率が良くなるという事で、特に海岸部だという事で時間も15分という事でありますから、そのオペレートする方が奈古にいて、後は宇田郷地区に運転手が5人いらっしやると、その奈古地区のオペレータがその人に惣郷の何とかさんの所に行ってくださいという話をすればこっちも良い、近い、そういうふうな事も考えられるので、私は、やる時には奈古と宇田はオペレーションはもしかしたら一緒でもいいのかなと考えており担当課とも話をしております。宇田でまた1ヶ所オペレータを作って、奈古でまたオペレータを作るとそこまで必要か、もっと極論で言ったら、福賀も将来、1本のオペレーションは誰かがして、本当に運転する人は所、所におった方が近いから良い、車のおる所に分散させておくという事も将来的な展望としてはあるのではないかと、いろいろな事がまだまだ進化形、途中だとこのことを私は思っています、だから、しっかり今回10月から始まった「ふくすけ便」についてはしっかり検証してくださいと言う事を申し上げます。で、こういうものについては、陸運局のちゃんとした許可が要ります。そうすると、正式な法手続が要りまして、地域公共交通会議を開かなければなりません。その会議を経てそれが始まったわけです。「ふくすけ便」がそうなんです。通常こういったものの事業年度というのはバス事業年度というのが10月からなんです。普通は4月から始まりますが。例えば最短でいって今から頑張っても、いくら頑張っても法手続とか、まず仕組みから始まらないといけないから、多分来年の10月から難しいと思います。色々な法手続もあるしバス事業年度もあるし地域公共交通会議にもかけないといけないし、そこには近鉄タクシーさん、防長バスさん、

利用者代表、もちろん陸運局の山口支局も来ていただいた中で話をするわけですが、そういういろいろな手続きが要りますので、来年の10月からという話にはならないと思われませんが、とにかくなるべく早くにこういった方式は有効だと思いますから、検討するようにもう年度初めから指示をしておりますから、なるべく早い時期にできるようになったらいいなというふうな格好で、今から調査、研究等も進めさせていただこうかなと思っております。そして、また今度は町営バスの話であります、本当に3,000万円強のお金を毎年赤字補填で防長バスに払っているんです。そうすると、それを見る時に、莫大なお金を払って時々バスに出会いますが、ほぼ空気を運んでいる状態ですね。1回の往復で何万円かかるのか分かりませんが、これをやっているんですがこれが本当にいつまで続けていいものなのか、やはりあります。それは路線バスがあるのが一番いいです。というのが、よそから来た人たちは、なかなか予約で乗るとするのは難しいですけど、路線バスだとぼんと乗れるからいいんですけど、ただ、極端な話、今のような仕組みを普通のタクシーと思ってしまうと別に電話して来てもらえばいいわけであって、それを考えると必ずしも、今辞めるという話ではないですが、空気ばかりを運んでいるという事はいかなものか、そして、子どもたちの短期休業、あるいは土日のクラブ活動等でスクールバスは出ませんから、中学生が阿武中でクラブ活動をする時に使っているんですね。現実問題として、ですからそれらについても、別に路線バスでなくても、さっきの「ふくすけ便」を1便出すとかそういう色々なアイデアは考えたらいっぱい出てくると思いますから、今からもアイデアを凝らしながら、この町に合ったようにしたいし、この膨大な経費がかからないようにしていけたらいいかなと思います。そして、イベント等につきましても、以前からそこに合わせてやるという事もありましたし、そのような努力はしないといけないでしょうけど、ただ現実問題として、ほぼそれであるバスに乗って出て来られるというのはな

いという認識です。ほとんどが車に分乗して便乗して来られるかなというふうに思っておりますので、それを含めて色々地域公共交通の事についてはしっかりと既に検討を始めておるわけでありますから、来年度中一生懸命検討して再来年度からできるかなという、ざっくりであります但那な感じで努力させていただきたいと思ひます。以上です。

○議長 3番、再々質問ありますか。

(3番、白松靖之議員「はい」という声あり。)

○議長 3番、白松靖之君。

○3番 白松靖之 質問ではありませんが、町営バスについては3,000万円を超える赤字があるんだという話で、その辺は承知しているわけでありすが、やはり一刻も猶予がないと思ひます。特に、高齢者に対しては喫緊の課題であると、今来年考へて再来年やれたらという話がありました、今の通っている子どもさんについてもそうですけど、特に高齢者の移動手段として、デマンド交通の必要性というのは大変重要になる、生活の一部でなく大半を占めてくるようなウェイトになって行くんではないかと思ひております。しっかりと議論されまして、また議会の中でも町でもスピード感をもって対応していただきたいなと考へ、私の一般質問を終わります。

○議長 これをもって3番、白松靖之君の一般質問を終わります。

次に1番、米津高明君、ご登壇ください。

○1番 米津高明 それでは、1項目目の質問をいたします。HSE、以前は日立サステナブルエナジーと言っていた会社ですが、阿武町への風力発電設置計画について、町長にお伺ひします。日本共産党は自然エネルギーの発電など否定をしているわけではありせん。しかし、健康に影響がある、また土砂災害の恐れがある、自然環境を壊す、このような設置には反対をしています。これは太陽光発電等と同じです。そこで今阿武町で計画が進んでいるHSEの風

力発電事業についてお尋ねをいたします。町長は常々風力発電事業についてはニュートラルと答えられています。今でもそのニュートラルなのか、また違う考えをお持ちなのか、ここをお聞かせいただきたいと思います。常々ニュートラルとおっしゃってきました。しかし、条件付とはいえ阿武町の持っている山林賃貸証明書、正確に言えば承諾書とも思える賃貸証明書を出したのか。そしてその事を町民に知らせていない。町有財産なのに議会にも相談していないのはなぜなのか。また、建設予定地とされている森林をなぜ直前になってこういう問題が出てきているのに保安林指定をしたのか、する必要がある森林に風力発電を設置すれば保安林機能が失われ、そういう懸念が生じるのは自明の事があります。常々町長は、町民の安全安心を図ると言われてきています。このことからすれば、保安林として指定されたここを解除するということはできないはずです。土地所有者としてHSEとどんな契約をこれから結ばれるのか、売買か、賃借か、地上権の賃借か現在の協議内容を分かる範囲でおきかせいただきたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○議長 ただ今の1番、米津高明君の1項目目の質問に対する執行部の答弁を求めます。町長。

○町長 風力発電について、のご質問であります。最初に、これまでも議会で何度も申し上げてきましたし、この前の11月の町内3地区で開催した、まちづくり懇談会でも町民の皆様にも申し上げましたが、今、我々人類の最大の課題の1つが地球温暖化対策で、とりわけこれの原因となっている温室効果ガスであります。この内最大のものが石炭とか石油とか、あるいは天然ガスの発電所における、いわゆる化石燃料の燃焼により排出される温室効果ガスでありまして、そして、その最大のものが二酸化炭素とされています。こうした中、地球温暖化は、地球に大変大きなダメージを与えると同時に、人類だけでなく、気球上のありとあらゆる生命体を蝕んでいるわけでもあります。今地球上では、



猛烈な勢いで砂漠化が進行し、食糧難による飢餓、汚れた水を飲む等で病気による子どもを含む多くの人々の死亡、さらに貧困をもたらしています。また、皆さんも実感しておられると思いますが、全世界で異常気象が常態化し、台風、洪水、土石流が発生し多くの人々の命を奪い、一方では、世界中では桁違いの大山林火災も発生しています。磯焼けもその一部だと思います。こうした中、日本政府においては、2050年で温室効果ガスの排出をゼロにする、いわゆるカーボンニュートラルが宣言されましたが、再生可能エネルギーの普及は全世界的な課題であり、それぞれの国が、また企業が、あるいは個人が、自分事として真剣に取り組まなければなりません。風力発電もその打開策の有望な一つだというふうに認識しております。従って、私は、今回その有望な候補地として阿武町に白羽の矢がたったのであれば、一本の木も切らせないというような「木を見て森を見ず、森を見て山を見ず」ではなく、環境アセスメントをしっかりとやっていただいて、その上で健康被害や環境破壊に問題がないことがしっかりと科学的、医学的エビデンスに基づき確認できるのであれば協力するという姿勢であります。以前から申しているとおりであります。以前から一貫して申し上げていますが、逆に低周波音をはじめとする健康被害、自然破壊等の回避、低減が難しいと判断した場合は、町長として、あるいは地権者の一人としても、計画の中止を求めていく事は当然の事であります。繰り返すようですが、私は、最初から食わず嫌い、あるいは思い込み、先入観という事で一切のお断りというのではなく、しっかりと科学的根拠に基づいて判断し、その上で、賛成、反対を決めたい、始めから決めつけることはしない、と思っております。その意味で「ニュートラル」申し上げておるわけでありますので、その様にご理解をいただきたいと思っております。こうした中で、1点目の賃貸証明書を出した理由、なぜ、議会に相談しなかったのかというお尋ねであります。この度の風力発電事業につきましては、株式会社HSE（旧社名日立サステナブルエ

ナジー)による、民間の経済事業であり、実際の許認可権限は経済産業大臣にあるわけでありますが、大きな開発行為でありますので、議会には風力発電事業の概要についてはしっかりとお知らせしておりますし、詳細については事業者による事業説明会で説明がなされているものと認識しております。また、賃貸証明書は、HSEが経済産業省に対する固定価格買取制度、いわゆるFITの申請に必要なものですが、町としては、環境アセスをはじめ健康被害や環境破壊等の懸念材料が払拭されれば貸してもいいですよ、という条件付きの事務的書類であり、本書類により賃貸義務を負うものではありませんし、形式的にも経済産業省の雛形をそのまま利用しております。また、文中には、「本証明書により賃貸借義務を負うものではありません。」としっかりと明記されており、また、「本証明書を再エネ特措法に基づく計画認定申請の目的以外に使用した場合はこの証明書の効力は消滅するものとします。」と謳っており、決して発電事業の実施を担保するものではありませんし、貸付義務を負うものでもありません。次に、なぜ保安林指定地に計画するのか、というお尋ねであります。保安林は、水源の涵養、災害の防止、生活環境の保全等の目的のために必要な森林について森林法に基づき指定されておりました。指定目的を達成するために必要な森林施業上の要件を定め、伐採制限や転用の規制等を課する事により、保安機能の十分な発揮を図る制度であります。従ってその解除は、指定理由の消滅及び公益上の理由、のこの2つに限定をされております。こうした中、再生可能エネルギー特措法により、FIT認定を受けた風力発電事業については、保安林の持つ機能にも十分配慮した審査を行うことを前提に、急傾斜地で特に崩壊しやすい箇所等を除き、地域で推進すべき位置付けにある事業を「公益上の理由」による保安林解除として取り扱おうとされており、用地事情により、やむなく保安林の場所に立地が計画されるのであれば、土砂災害防止等適正な措置がなされる事を前提に、保安林解除は容認されているところであ

ります。なお、このことについては、本年9月の政府の再生可能エネルギー等に関する規制等の総点検タスクフォースの検討結果を受け、林野庁治山課において、風力発電に伴う保安林の指定解除事務等マニュアル、というのが定められておりまして、事業のために絶対的に保安林の解除ができないという事はない事が明記されております。最後に、阿武町が土地所有者として、HSEとどんな契約を結ぶのかということではありますが、その様な協議は全く行っておりません。以上で答弁を終わります。

○議長 1番、ただ今の執行部の答弁に対する再質問はありますか。

(1番 米津高明議員「はい」という声あり)

○議長 1番、米津高明君。

○1番 米津高明 今回答をいただきましたけども、まだニュートラルであるというような解釈でいいんでしょうか。私はそういうふうにとりました。ただ、今ちょっと言われたように、以前の日立サステナブルエナジーとの間で結ばれた賃貸の証明書ですけど、これを基にして資源エネルギー庁にもう申請をしている。これがあって事業認可がつけられている。これを基にもう中国電力と送電等配電の契約を結ばれているんですね。だから、どんどん事が進んでいっている。ただ、町長が言われましたように、地球温暖化という事に対しては、この風力発電そのものは役に立つのかなという気はしています。ただ、CO<sub>2</sub>の削減に対しては正確な数字は出ていないと載っていましたが、風力発電そのものが不安定な発電であるという事で、待機電力つまり今一番問題になっている石炭火力発電とか重油とかそういったものを使った発電所を堪えず待機させているという、こういう事があるというふうに聞いています。そのCO<sub>2</sub>の量がすごく多いと、それと森林を伐採していく、かなり大きい面積の作業道路とか山頂に作るためには伐採をする、それによってどれだけのCO<sub>2</sub>が削減されるかというのもこれは数字的には出ていません。ただ感覚的に言えばそれで

いいのかという気がいたします。それと、これはある町のその町長の考えだと思いうけども、広島県安芸太田町の橋本町長は、風力発電事業に対して本件は多数決で決めるべき案件ではないと、建設工事の受注や固定資産税等のメリットを受ける人々は町全体に及ぶのに対して、健康被害や土砂災害等デメリットを受ける可能性のある皆さんは計画予定地に偏っていると。仮に今後計画に理解を示す人たちが増えたとしても、その建設予定地の周辺住民の皆さんに多数決の結果として、あなたたちもう健康被害があっても我慢してくださいよ、多少の土砂災害があっても我慢してくださいよというのを押しつけるのか、そういう事はできないと、この地域は先人が守ってきた美しい景観をしっかりと次の世代に引き継ぐ、そういう事をしていきたいと、それによって新たな魅力を引き出す、それで地域の活性化に繋げていくというふうに、この町の発行する広報に出ていました。さっき言われたように、美しい村連合に加盟するようにされているようですが、この阿武町の唯一の財産であると思っているんですけど、自然、これを壊してでもそれになるのか、その建設が相反する事ではないかなというふうに思っています。それと、今日は議案の第1号にある中にも、そういうふうな事がちょっと書かれていたと、目次の次ですから3ページ目に、やはりこの阿武町の自然、これが一番大事なんだというふうな事を書かれていたと思います。こういう事に対しても、この計画が相反する事だと私は捉えています。その点に関して、はっきりとイージス・アショアの時みたいに反対であるという表明を是非していただきたいというのが、私の願いでした。

○議長 町長。

○町長 再質問の主旨が私もはっきり言って分かりませんが、論点が分からない状況でもありますが、ただ、例えば広島県の安芸太田町ですか、町長さんがそういう事をおっしゃられた、まあそれはそれなりのお考えの元にやっつけらるんでしょから、それはそれで別に否定もしませんしいんですけど、

私はあくまでも、この事は先入観とか感情とかじゃなしに、しっかりと科学的根拠、医学的根拠に基づいて物事を判断しなければ全てが風潮、そういったものに流されて、ああ何反対、何反対という感じで物事を進めていくべきではない、1個1個の物事を科学的エビデンスに基づいて判断していくのが、懸命な組長たる者の判断であるというふうに私はいつも思っています。そしてそうした中で、先ほどの温室効果ガスが減りますよという事につきましても、平成30年の電気事業者との事実排出係数及びうんぬんと書いてある環境省のこういった指針みたいなものも出ているわけで、そうしたものに基ついで計算はされているんです。科学的に。ですから、そこはよく分かりませんがという事ではなしに、そこのところもしっかり勉強していただきたいと私は思います。感情的な問題で言ってもらうんじゃなしに、私たちはこの地球上に住んで、あまりにも事が大きいので何も感じていません。が、先ほど磯焼けの話をしましたけども、これらも最終的には温室効果ガスの仕業なんですよ。何か私たちはその中に包み込まれているので感じないけども、さっき言われた太陽光発電はダメだ、じゃあ何をするんですか。冷暖房は入れていらっしゃるよ。私はね、こういう物事を科学的でない思い込みとか、特定の方が書かれた著書をバイブルのように思われて、それに依拠して物事を展開されていくというのは、私は違うと思います。私も勉強していますそれなりに。そういった科学的文献を読み込んだ中で判断する必要があるんじゃないですかね。私はそう思います。今回、これが正確かという議論もあるんでしょうけど、一般論で1ヘクタールあたり木というのは1,000本あるんですよ。7齡級、専門用語ですけど、7齡級とは、 $7 \times 5 = 35$ 、だから30年から35年生の木がだいたい1,000本あるんですよ、植え方として。最終的にそれくらいの木は間伐していきますから植えた時は多いんですけど減っていくわけです。で、今阿武町で計画されているのは13基ありますが、もちろん柱が建つ所は面積はわずかなものですが、そこには

色々道がついたりして相当面積はあるんですけど、普通風力発電は、切った面積の、あるいは切った本数の 60 倍から 70 倍の温室効果ガスの軽減、要するに低減で、例えば 30 ヘクタール切るとするならば、そこには木が 3 万本あるんですね、その木が吸う温室効果ガスの効果は失われます。750 トンくらいは。ところが、今計算されているのはその今度は風力発電事業によって化石燃料を燃やさなくなるわけで、それはだいたい 50 倍から 60 倍、ですから極端に言ったら、30 ヘクタールの用地は温室効果ガスを吸わなくなるけど、風力発電によってそれによって吸い始めるのがだいたい 165 万本くらいかな、要するに 50 倍から 60 倍は温室効果ガスを吸うようになるんですよ。そのことによって。ですから地球のカーボンニュートラルに近づくんです。ですから 1 個 1 個、個別の事ももちろん考えなきゃいけないことはあるんですが健康被害とか。でもそうじゃなしにもっとグローバルにもものを見て我々が何ができるのかという事は考えていかないと、あれはどうだこうだと細かい事だけ見て言ってたんじゃいけないと私は思います。もちろん今言うこと的前提は、健康被害とかがない事が前提ですけどね。私はそれをきちんと検証したいんです。ですから環境アセスもしっかりやってください、それを見て白でも黒でもなりますよ、だからここに中立に、ドライブレンジにも入れますよ、おかしいとなればリバースにも入れますよとそういう事なんです。

○議長 1 番、再々質問はありますか。

(1 番 米津高明議員「はい」という声あり)

○議長 1 番、米津高明君。

○1 番 米津高明 勉強不足で大変申し訳なく思っていますが、ただ、今言われた木と風力発電で削減できる量は、先ほどもありましたように、風力発電というのはものすごく不安定な電気であったら、対して待機電力が要するというその辺も考えていただきたい。それと、環境アセス等はすごく企業寄りではない

かと私は判断しています。今後、今私たちは阿武町と萩の3グループで勉強もしています。これからももっともっと学習して情報も集めていくという事をして、また再度質問はしたいと思います。これで風力の質問は終わらせていただきます。

○議長 それでは、続いて2項目目の質問を許します。ご登壇ください。

○1番 米津高明 それでは2項目目の、国保税の引き下げについて、の質問に入ります。まず、国保税の年間一世帯当たり 10,000 円の引き下げを是非行っていただきたい。この国保税、加入者は10月現在で 635 世帯と聞いております。引き下げを実施しても 635 万円であれば実施はできます。今阿武町には国保税の基金が2億円弱あります。今、県単位になってこの基金がずっと必要なのか、阿武町にとってこの金額が必要な金額なのか、また、どの程度の基金があれば適正と考えておられるのかを示していただきたい。国の2018年以前の制度改正以前では、保険給付費の3年間の平均の5%、これを目安にした金額があればいいとなっていました。この制度改正以後はこういう数字は示されていません。しかし、私は目安になると考えています。この中で生活が厳しくなっていますし、農家の方は今年米価の暴落で一層生活が厳しくなったのではないのでしょうか。このことから、引き下げの実施、これを強く求めたいと思います。よろしくお願いします。

○議長 ただ今の1番、米津高明議員の2項目目の質問に対する執行部の答弁を求めます。町長。

○町長 国保税の引き下げについて、のご質問であります。本題に入る前に、まず、本町の国保事業の運営状況について若干にご説明をさせていただきたいと思っております。今ご説明がありましたが、本町の令和3年度5月末の国保加入世帯数は 635 世帯、そして、被保険者数は 963 人です。また、令和元年度から今年度までの3年間の被保険者の所得傾向を見ますと、所得割

算定基礎額は加入者減少とともに減少し、低所得者に係る軽減世帯は若干増えており、所得水準が低い小規模保険者の特性、阿武町は所得水準が低い小規模な保険者という事になります。こうした中、平成30年度から、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律に基づき、都道府県が国保の財政運営の責任主体となって、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の中心的な役割を果たして市町村とともに国保の運営を担っている事は、ご承知のとおりであります。これは、年齢構成が高く医療費水準が高い、また、得水準が低く保険料の負担が重い、あるいは財政運営が不安定になるリスクの高い阿武町のような小規模保険者が多く財政赤字の保険者も多く存在する、という構造的な課題を解決のための制度改正でありました。実際には、山口県が財政運営の責任主体となって、市町は、県が算定した市町ごとの標準保険料率を参考に保険料を決定しているわけではありますが、この標準保険料は、県内で保険料負担を公平に支え合うため、県が市町ごとの医療費水準、そして所得水準等を勘案して示すものであります。なお、本町の、令和2年度の1世帯当たりの年間保険料は12万5,210円で、県内19市町の中で低い方から3番目であります。金額では県内平均が13万7,176円でありますので、これと比較して金額的に1万1,965円安くなっているという事でもあります。また、1人あたり保険費であります、これにつきましては44万2,683円で、19市町の中でこれは低い方から4番目、で、金額は平均が46万5,447円となっておりますので、これと比較して2万2,764円低くなっておるというのが現実であります。こうした中のご質問の、本町の国民健康保険事業財政調整基金であります、令和2年度末の残高は、1億9,948万円、約2億円ではありますが、この基金は、それぞれの保険事業者において、経済事情が悪化する、また、収納率が下がる、また、給付費が大幅に増加する等国保財政が著しく不足する場合において、その不足額を埋めるために充てるための基金であります。ただ、現行



の保険制度においては、保険給付に必要な費用は全額県が市町に支払うこととされており、現在、過去3か年における保険給付費の平均年額の5%以上の積み立てのルールはなくなって、基金の保有高、割合については、市町の判断に委ねられておるわけであり、こうした中、今年4月に、山口県国民健康保険運営方針というものが見直しをされまして、この中では、被保険者は減少するもの高齢化や医療技術の高度化、さらには高額な治療薬が保険適用される事等により、山口県の1人あたりの医療費は年々増加すると見込まれておりました、この事は、前期高齢者の割合が6割を超えている本町は、必然的に医療費の大幅な増加が見込まれる事を意味するわけであり、ご案内のように、本町は、国保税率を3年間に1回改定する事としておりました、来年度が改定の年となるわけですが、先ほどの、県の運営方針の見直し内容はもとより、新型コロナの影響が第一次産業だけでなくあらゆる分野で所得の大幅な減少が予測されるわけでありまして、医療費が上昇する一方で逆に所得は大幅に減少するわけであり、普通に考えれば、税率の大幅な上昇、1人あたりの保険料は大幅に上がる事は容易に想像できるわけであり、今後の税率算定は大変な事になると私は今思っております。阿武町の財政調整基金の処分につきましては、経済事情の変動等により財源が著しく不足する場合において、当該不足額を埋めるための財源に充てる時、災害復旧費、建設事業費その他の多額の費用を要する場合にその財源に充てる、と条例で定められております。こうした中で、国保の基金につきましては、今後とも高齢化に伴う医療費の増加、被保険者数の減少に伴う保険料収入の減少が続く事が見込まれる中で、県が財源確保のために市町が県に納める国保事業費納付金が増額となり、阿武町においても保険税率を上げなければならない状況が生じた場合は、保険料の大幅な上昇を抑制するため、あるいは激変を緩和するためにこの基金を充て、被保険者の皆さんの負担軽減を図る事を想定しております。し

かしながら、この基金取り崩しにつきましては、国民健康保険事業の運営に関する協議会において、委員の皆様方のご意見をお伺いながら検討する事が第一義であります。従いまして、繰り返しのようになりますが、基金の取り崩しにつきましては、単に余っているから使って国保税を安くするという性質のものではなくて、不測の事態や保険税率の大幅な引き上げによる年度間の保険料の平準化、また、保険税負担の安定化のためにしっかりとした根拠を持って活用するものと考えているところであります。以上で答弁を終わります。

○議長 1番、ただ今の執行部の答弁に対する再質問はありますか。

(1番 米津高明議員「はい」という声あり)

○議長 1番、米津高明君。

○1番 米津高明 言われる事は分かるんですが、じゃあ今までにこの基金を使った前例がどれだけあるのか、以前にも急激な上昇を抑えるために阿武町で使ったというのは聞いてはいます。今回も1万円の引き下げでわずかな金額と言っているのか分かりませんが、2億円に対して635万円です。果たして、あるから使っているんじゃないで、今現在こういう町民の皆さんの苦しい状況の時に少しでもこれを使って緩和するという考えに立っていただきたいというふうに思って質問をしております。ただ、この従来の適正と思われる数字でいくと約2千万円あればまあ行けるだろうという計算になるんですね。保険給付額の3年間の平均の5%という事ですから。それで計算すると2,180万円程です。だから、それをもって今の基金は10倍あるという形です。果たして、これだけの一手に使うような事態が生じるのかどうか。それと、町長おっしゃったように、今は県単位になってそのために県が今度は財政安定化基金を設置して各市町が不測の時には無利子で貸し付けを行うと、借金には変わらないんですけど、こういう事もされます。だから、是非ともこれを全部使って全部どうしてほしいとかいう事ではないので、是非ともこれは来年度ものすごく上が

るのであればもっともっと上がらなくなるように、この基金を使ってやっていただきたい。とりあえず、今のところこういうふうなものを早急にやっていただきたいというのが私の要望です。

○議長 町長。

○町長 上がらないようにしてくださいという話は飲み込めますけど、1万円下げてくださいとおっしゃっておるわけでありますから、私は、それは若干違和感がありますね、コロナが今から続いていけば、当然農業も漁業も所得が減ります。必要なお金は高齢化が進み高度な医療まで保険が効くようになりますよね、何百万円というような、だんだんと保険が効くようになっている。そうすると、医療費はもちろん上がっていくんですね。で、後は割り算の話なんですよ。医療費が上がっていく、これは賄わなきゃなりません。で、片や所得がコロナの関係で減ってきます。そうすると料率を上げなきゃなりません。必要とするお金は決まっているんですから。そうすると、どうしても医療費が上がるという事は保険料が上がるという事なんですよ。それも人数が少なくなって所得が少なくなるという事は、いっぺんに上がるということです。それが2年も3年も続く可能性があるわけです。ですから、私は激変緩和とか上昇を抑えると言っているんですよ。1万円下げてくださいという、私は下げる次元ではないと思う。とにかく、なるべく大きく上がるのを抑えたい。計算上で県が言ってきますよ、多分今より相当高いやつを。それをそのままやるのか、そのままやったら大変な事になると思いますから、その辺をいかに基金なんかを、その時に基金を取り崩して活用して、皆さん方の激変を緩和していく、その事をしないというのでは全くありません。それは、むしろ財政調整基金の出番でありますからやりますが、はいいくらですからこれを下げてください、1万円下げてください、それは私に言わせれば理論になっていない。計算してこうでこうだからこうですよという話であればいい。それとか私の言うような激変の可能性

があるからその激変緩和に使ってくださいというならそのようにしますと言いますが、1万円下げてくださいと言われても、それは何の根拠なんですかと云々を言わないです。やはり、一定の根拠をもって、今このコロナの状況を考えた中で、当然もう劇的に上がりそうなんですよ、私の予感。ですから、そこをそんな事を皆さん方にいっぺんにこんな大きな負担を強いるのではなく、激変を緩和していく、そのために使ってくださいと言われれば、私はそのようにいたしますと一発で答えますけど。まあそういうふうな事です。基金というのはそういう事のためにあるし、3年、5年使わないかもしれないけど、事はいっぺんに起こってくるわけでありますから、やはり一定程度のものをもちたい。その基準として、前は5%という基準が示された時期がありますけど、私は5%は厳しいな、それは10%か20%かくらいは持つておかないと恐ろしいなという事であります。因みに、町の基金も色々ありますけど、町の標準財政規模は20億円です。補助事業とか何とか入るから予算規模は30億円くらいになっていますけど、標準財政規模は20億円です。で、今、町の基金の保有残高も20億円ちょっとあります。ですから、少々事があっても大丈夫だと言っているわけでありますけど、そこはやっぱりそういうふうな気持ちのないような、10%から20%幅があれば10%でいいかという話もありますから、そこは小さくなれば小さくなる程どさくさがある、大きくなれば平準化していく。分母がでかいわけですから。そこを考えれば、高い方を一つの目安としてやるべきだと思います。特に、今、コロナの事がある時に、どんな出費が出てくるかわからないから、しっかりと見極めて、それはそこへ穴埋めしていく事はしないといけないと思いますが、下げるという話まではとてもじゃないけど考えられない、というのが私の見解です。以上です。

○議長 1番、再々質問はありますか。

(1番 米津高明議員「はい」という声あり)

○議長 1番、米津高明君。

○1番 米津高明 一律にこう下げるといふ事に対して抵抗があるみたいですけど、激変緩和をしないといふふうな回答をいただいたといふ事で今回はこれで終わりたいと思います。

○町長 激変緩和だったらやりますと言ったつもりですが。

○1番 米津高明 そういう回答をいただいたから。ただ、何回も言いますが、このわずか635万円でそういう事を言われるから私は納得いかないなという気がしています。これで終わります。

○議長 それでは、3項目目の質問を許します。ご登壇ください。

○1番 米津高明 それでは、3項目目の、奈古地域、宇田郷地域での早期の交通システムの構築、について質問ですけど、これは先ほど白松議員の質問に関連して、町長にも答えていただきました。ちょっとダブルかもしれませんが、早期の実現については期待をしています。この早期の実現のために、まちづくり懇談会の時にちょっと話されていましたが、やはり、手を挙げる方が出てきて、そこにこのいっぱい指止まれで来る。そうして事が進むというような事をおっしゃってたんですが、この奈古地域、宇田郷地域でもそういう方が出てくるのを待つのか、それとも、先ほどちょっとおっしゃっていたようにある程度主導して色々な事をやっていながら、そういう方を早く見つけ出すという方法を取られるのか、その辺をちょっとお伺いしたいと思います。これも、先ほど白松議員も質問されたんですけども、今のところ阿武町では、この高齢者が加害者となる事故は起こっていません。でも、ご存知のように高齢化が進んでいって、免許を返納した場合、車を処分した場合にすごく皆さん困っていらっしゃるのではこの地域でも。是非とも早く、先ほどの話では、国交省との話というかそういうところの話し合いもあるので1年か2年かかるとおっしゃっていましたから、できるだけ早い時期の実現になるようにこれをお願い

したいと思います。

○議長 ただ今の1番、米津高明君の3項目目の質問に対する執行部の答弁を求めます。町長。

○町長 町内の交通システムの構築について、であります。まず、奈古地区・宇田郷地区でも「ふくすけ便」のような事ができないかという事であり。先ほどの白松議員の質問と同様のお答えになりますけれども、私といたしましては、なるべく早い時期にこれを実現したいという事は先ほど申したとおりであります。ただ、これにつきましても、地域に愛され長続きする事が重要でありまして、一方で、こうした事を地域で解決するべく、智恵を出し合い地域の自助、互助、共助の精神を醸成する事もまた重要であると考えておりまして、必要に応じ、町が支援、サポートする事は当然の事ではありますが、全て役場が提案し、役場がお膳立てををすると言う事は、少し違うようにも思います。先ほども申したとおりであります。何れにしても、何らかの形での早期の実施は、実施の方法、時期等も含めて検討するよう、既に関係課に指示しているところでもありますので、その様にご理解いただけたらと思います。続いて、今の質問にはなかったわけではありますが、私の方から若干情報としてお知らせしますが、さっきの事故の話も関係するわけですが、自動車運転免許証返納者であります。因みに、本町においては福祉助成券というのはご存知かと思っておりますが、高齢者、障がい者等の在宅生活者の利便性の向上、そして社会活動の範囲の拡大を図るために、町内に事業所を有するタクシーの初乗り料金を助成する福祉タクシー助成制度というふうなもの、そして、町のコミュニティワゴンと町営バスの利用を助成する福祉バス助成事業という2つを実施しております。若干詳しく申し上げますと、この事業の対象者は、身体障害者手帳1から3級の方、そして療育手帳をお持ちの方、そして精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方、それから80歳以上の方、そして要介護1から5までのいずれかの認定

を受けられた方、さらに特定疾患医療受給者証をお持ちの方となっております。また、今年10月からは、そのタクシーさんにつきましても、その中に「ふくすけ便」もこれを利用して乗る事ができるというふうになっているところであり、また、助成額であります。福祉タクシーが町内に事業所を有するタクシーの利用1回につき小型基本運賃とし、利用回数は1会計年度、要するに1年24回までであります。また、福祉バスの助成額は利用運賃として、1年に月12枚の12ヶ月という事で144枚を差し上げておりますが、福祉バス券は1枚が100円となっております。例えば福賀地区の方が、地区内で「ふくすけ便」を利用された場合は、運賃は1回が300円ですから、月に平均4回まで助成券を使えば実質ただで「ふくすけ便」が使えるというふうな仕組みになっております。なお、透析患者の方の助成は、福祉タクシー券は144回まで、福祉バス券の場合は912枚までとなっております。また、近年、高齢ドライバーによる交通事故が多発する中で、高齢者の免許の自主返納が年々増えておりますが、一方で、日々の生活で、買い物や通院等の移動手段として生活必需品となっている車の運転を止めて免許証の自主返納をためらっている高齢者も多いわけですが、この事が結果として痛ましい交通事故に繋がる面もあると思っております。従って、私といたしましては、これも既に担当課に指示しているところではありますが、高齢者の方でためらわずに免許証の自主返納を行っていただけるように、現在の福祉タクシー助成事業と福祉バス助成事業の対象者に、65歳以上の運転免許自主返納者を加える、さらに、現在80歳以上としておりますものを、ちょうど区切りのいいというか後期高齢者の区切りであります。75歳まで引き下げることができないかという事を検討する話をしております。また、これに加えて、運転免許があっても自分で運転が難しいという妊産婦につきましても、新たに助成事業の対象とする事も検討するように指示しているところでもあります。なお、これらの改正は、来年度からとはなりません。

すが、少しでも日常生活の利便性に資すればというふうなところであります。

以上で答弁を終わります。

○議長 1番、ただ今の執行部の答弁に対する再質問はありますか。

(1番 米津高明議員「はい」という声あり)

○議長 1番、米津高明君。

○1番 米津高明 デマンド交通システムに対しては、町長には、前向きに早期に実現できるようにという回答をいただいたと思っています。ただ、基本的にはあくまで手を挙げる方を待つという回答であったと思います。町としてもこのデマンド交通システム、乗り合いタクシー的なこのシステムの情報を、もう少し分かりやすく発信していただければ、これは何？という方がいらっやいますので、それをしていただきたい。今回、今言われました福祉助成券が、今まで普通の高齢者の方は80歳が75歳になる、これは大変喜ばれる事だと、私もずっとあちこち回っている中で、まだ1年2年経たないともらえないという声をたくさん聞いておりましたから、75歳からというのは非常に喜ばれると思います。ただ、車の免許の事で言えば、65歳以上で自主返納された方にも支給していただけるというふうには、これは来年度からでいいですね。これでかなりある程度の町民の方にも出ると思います。でも、今のコミュニティワゴンでは、特に奈古地域や宇田郷地域では、効果が薄いと思いますので、奈古地域では国道を通るのではなくて、奈古の中央通りというか昔バスが通っていた通り、あそこを通して貰ったらデマンドができるまでのかなり乗り降りしやすくなるという声をよく聞きます。ただ、先ほども言われたように、町が勝手にできるわけじゃないと思われまますので、かなりこれも難しいかも分かりませんが、暫定的にこれがすぐにできるようであれば、デマンド交通ができるまでこういう事も考えていただきたいなという要望をして、質問を終わらせていただきます。



○議長 町長。

○町長 さっきの年齢を引き下げるといのは、またお金も要ることですし、また議会にもお諮りをしますけど、一応 80 歳の区切りを後期高齢者という事で 75 歳に来年度からやりたいと思っております、さらに免許返納者については、若くても返納する方もいらっしゃるんですね。というのが運転技術というよりは若いうちに若年性の認知症であるとか身体の異常があるとか色々あり、若くても返納される。じゃあ 40 歳からかというのもそこまではなかなか難しいところではありますが、まあ高齢者と言われる 65 歳以上の方が何らかの理由は問いませんが、まあ自主返納された場合は、今度は 75 歳からは正式に当たり前にもらえるわけですが、ここにいくまでどうするかという話であります。で、今案としてあるのは、今自主返納者に対してはその 5,000 円のバスカードか温泉券の 5,000 円分かコミュニティワゴンの券 5,000 円分を差し上げていますが、これは1回きりなので、65 歳以上で免許返納してもその時に貰ったら終わりです。今の制度であればですね。ですから、今度は返納してから 75 歳に、当たり前に貰えるまでずっと毎年繋ぐ、そりゃ免許ないんですから。その方が良からうという事でそれも協議、検討するやうにと、そんな感じで今度は免許返納者は 65 歳以上であれば 75 歳まで当たり前に貰えるところまで繋ぐ。だから 65 歳からはずっと繋がっていくという話、それくらいの事、そしてまた新たに妊婦さんについては、それはエンドレスという話ではなく、その期間中はそういった事業の中に加えていくというふうな事で、来年度からやっていきたいなという事を考えているという事であります。それから、本町通りにワゴンをとるという話、これも前の時、コミュニティワゴンの時に色々検討した経緯もあるんですが、コミュニティワゴンは結構大きいものですから、あの中に入ったら相当な交通の妨げになると思われまして、定時定路線じゃあ時間が合わなくなる、離合が難しい所がたくさんあるわけでありましてから、敢えて避けざるを

得ないというのが現状であります。そこはご認識をいただけたらと思います。  
以上です。

○議長 これをもって1番、米津高明君の一般質問を終わります。

ここで会議を閉じて10分間休憩いたします。

休 憩 14時36分

再 開 14時46分

○議長 休憩を閉じて、休憩前に引き続き会議を続行します。

#### 日程第4 議案第1号から日程第9 議案第6号を一括上程

○議長 日程第4、議案第1号から日程第9、議案第6号までを一括議題とします。まず、議案第1号、阿武町過疎地域持続的発展計画を定めることについて、執行部の説明を求めます。まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長 議案書の1ページをお願いします。議案第1号、阿武町過疎地域持続的発展計画を定めることについて、ご説明します。本案件は、令和2年度までの時限立法であります過疎地域自立促進特別措置法が期限を迎え、新たに令和3年4月から令和13年3月までの10年間の時限立法、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が制定されました。この法律に基づき、過疎地域の対象となる市町村は、令和3年度から令和7年度までの計画期間5ヶ年の過疎地域持続的発展計画を策定する事とされ、法律第8条により議会のご議決をお願いするものであります。計画書の案は既にお手元にお配りしておりますが、内容につきましては、令和2年度から始まる第7次阿武町総合計画及び第2次阿武町総合戦略の内容の中から必要な部分を抜粋したものとなっております、県と事前協議も整ったものです。2ページを

お聞きください。過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置の概要についてご説明します。まず、1の趣旨ですが、過疎地域については、昭和45年以来5次にわたり議員立法として制定された過疎対策立法による各種の対策が講じられ、平成12年からの過疎地域自立促進特別措置法が令和3年3月で期限を迎えたことから、新たに過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が制定されました。この過疎対策立法は、人口の著しい減少に伴って地域社会における活力が減少し、生産機能及び生活環境の整備等が都市部に比較して低位にある地域について、総合的かつ計画的な対策を実施するため、必要な特別措置を講ずることで、これらの地域の持続的発展支援と人材の確保や育成、雇用機会の拡充、住民福祉の向上、地域格差の是正、美しく風格のある国土の形成に寄与することを目的としています。次に、過疎の要件ですが、人口要件と財政力要件があります。人口要件は①から③までの何れかで、阿武町の場合①の昭和50年から平成27年の人口減少率が28%以上が該当します。因みに阿武町はこの間49%の減少です。財政力要件は、全市町平均の0.51以下とされ阿武町は0.17です。次に、3の過疎対策の目標ですが、ご覧の7項目あります。移住、定住、地域間交流の促進、地域社会の担い手となる人材の育成、産業振興と安定的な雇用機会の拡充、通信施設等の整備、情報通信技術の活用、道路その他の交通施設等の整備、住民の日常的な移動のための交通手段の確保、生活環境の整備、子育て環境の確保、高齢者等の保健、福祉の向上と増進、医療の確保、教育の振興、基幹集落の整備、適正規模集落の育成、最後に、美しい景観の整備、地域文化の振興、再生可能エネルギーの利用の促進です。最後に、支援措置ですが大きく3つあります。まず、過疎対策事業債、この計画に搭載されたハードやソフトの事業を対象とした地方債措置で、借入の元利償還金の70%が普通交付税の基準財政需要額に算入され、実質的な補助となるととても有利な起債です。次に、地方税の減

収補填措置で、これは後ほど議案第2号の固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正でも説明がありますが、製造業、情報サービス業、農林水産物販売業、旅館業に対する支援で、固定資産税の免除等を行った場合、交付税により3年間減収補填が行われるものです。最後に、国庫補助率の嵩上げ、これは公立小中学校、保育所等の整備事業の国庫補助率の5%嵩上げ等です。以上で説明を終わります。

○議長 次に、議案第2号、阿武町固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例、について執行部の説明を求めます。戸籍税務課長。

○戸籍税務課長 議案書3ページをお願いいたします。議案第2号、阿武町固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例、についてご説明いたします。本条例は、過疎対策法の内容に応じて過疎地域における固定資産税の減免について、阿武町でも適用できるようその減免要件を定めている条例であります。今般、新法制定によりその内容に適合するよう本条例の内容を一部改正するものであります。改め文につきましては、3ページから4ページ、新旧対照表が5ページからですが、説明につきましては、8ページ、9ページで説明をいたします。8ページをお願いいたします。まず、改正理由であります。新法制定に合わせて制定であります。概要説明ですが、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）以下新法という、とありますが、及び関係政令等が令和3年3月31日に公布、同年4月1日に施行されたことによる一部改正であります。改正のないようにつきましては、新法等において、地方税の課税免除に係る国の普通交付税による減収補填措置の対象要件が変更されたことにより、当該変更に整合するよう一部改正するものであります。具体的には、現行に加えて次のとおり要件を見直し、であります。その内容は、まず、市町村過疎計画策定要件の追加、これは過疎地域持続的発展市町村計画の産業振興促進事項（区域、対

象業種等)に記載があること、であります。これは先ほど第1号議案の計画書に記載についてであります。そして、対象業種の追加、情報サービス業等、対象設備の取得方法の追加、これは新增築以外の改築や修繕等が追加されたこと、そして、取得価格要件の引き下げ、法人規模等に応じて設定、であります。これら追加要件の組み合わせにて、減免となります。これは、次ページで説明をいたします。課税免除の適用期間は、令和3年4月1日から令和6年3月31日までの取得等で、課税免除期間は、固定資産税を課すべき最初の年度から3年間あります。これは、新たに取得等した部分についてのみ固定資産税の最初3年間が減免となるという意味であります。関係政令等は以下のとおりであります。次に、9ページをご参照ください。新たな減免の対象要件について、その関係を説明いたします。アンダーライン部分が新しく、もしくは変更となっているところではありますが、まず、改正前は、これまでは資本金の規模に係わらず新設、あるいは増設に限って減免であり、かつ取得価格が2,700万円超でなければ減免の対象となりませんでした。改正後は、最低500万円以上からと、これは業者や資本金の関係で、記載の法人の資本金の区分に応じ、1,000万円以上、あるいは2,000万円以上からとなりますが、いずれにしても、これまでよりは取得価格の下限が引き下げられております。取得方法についてですが、資本金が5,000万までの事業者及び個人事業主もここに含まれますが、これにつきましては、新增設以外に既存施設の改築、修繕、模様替えも対象となっております。取得価格について説明いたしますと、製造業と旅館業においては、今申したとおりです。農林水産物販売業及び今回新たに加えられた情報サービス業等、情報サービス業等とは、インターネット等を活用した情報サービス等の産業であります。これらの業種は、資本金等の規模に係わらず全てにおいて取得価格は500万円以上から減免要件に該当することになります。なお、土地の取得は全てにおいて価格

要件には含みません。表の下段に関連事項を記載しております。なお、表の一番下段、※6番でございますが、今説明いたしました要件と全く同一要件で国税の特別償却、あるいは県税の課税免除の制度がございます。なお、今般、町条例の適用においては、国の特別償却を受けることが要件の一つとなっておりますので申し添えます。以上で説明を終わります。

○議長 次に、議案第3号、阿武町国民健康保険条例の一部を改正する条例、について執行部の説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長 議案書の10ページをお願いいたします。議案第3号、阿武町国民健康保険条例の一部を改正する条例、について説明いたします。これは、令和4年1月1日より産科医療保障制度が見直され、当該制度の掛金が1万6,000円から1万2,000円に引き下げられること、及び社会保障審議会医療保険部会の議論の整理において、消費者対策としての重要性に鑑み、出産育児一時金等の支給総額について42万円を維持すべきとされたことを踏まえ、健康保険施行令等の一部を改正する政令が令和3年8月4日に公布されたことから、国民健康保険条例に定める出産育児一時金について所定の改正を行う必要があることから提案するものです、それでは11ページの新旧対照表をご覧ください。第6条第1項中、40万4,000円を40万8,000円に改めるものです。附則第1条は施行期日で、この条例は令和4年1月1日から施行することとなります。また、附則第2条は経過措置で、改正後の阿武町国民健康保険条例第6条、出産育児一時金の規定は施行日から適用し、施行日以前の出産育児一時金については、なお従前の例による、旨の規定であります。以上です。

○議長 次に、議案第4号、まちの縁側拠点施設ABUキャンプフィールドの設置及び管理に関する条例、について執行部の説明を求めます。まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長 12ページをお願いします。議案第4号、阿武町まちの縁側拠点施設ABUキャンプフィールドの設置及び管理に関する条例、についてご説明します。これは、現在、道の駅に隣接中の阿武町まちの縁側拠点施設ABUキャンプフィールドですが、オープンが令和4年3月12日に決まり、施設の設置及び管理条例を新規に制定しようとするものです。説明の前に、施設名称の決定について若干ご説明をさせていただきます。本施設の名称については、昨年12月末を期限として広報やホームページを利用して、名称募集を行いました。その結果、町内外から296作品の応募があり、本年1月力作揃いの中から、阿武町らしさ、訪れる人への分かりやすさ等の基準を設け、キャンプ場のスタッフを担う地域おこし協力隊や集落支援員を中心としたプロジェクトチームで協議し、福賀中村の黒川優斗さんの「ABUキャンプフィールド」に決定しました。今年3月16日の起工式の際に、表彰とお披露目を行ったところですが、シンプルでインパクトのある名称になっています。それでは、条例の説明をさせていただきます。第1条は設置で、来訪者の滞在時間の延長や地元生産物の消費拡大を進め、人、物、お金の地域内循環を実現するため、阿武町まちの縁側拠点施設ABUキャンプフィールドを設置する旨の規定です。第2条は位置で、ABUキャンプフィールドの位置は、道の駅に隣接する阿武町大字奈古2248番地1とする旨の規定です。第3条は構成施設の名称等で、ABUキャンプフィールドを構成する施設の名称及び事業内容です。まず、管理棟は施設利用の受付、観光情報等の提供、次に、ビジターセンター棟は1階がシャワーやトイレ、2階が飲食物の提供、暮らしの情報提供、次に、サニタリー棟は炊事やトイレ等施設利用者へのサービス提供、次に、倉庫棟はテント等施設内備品等の保管、管理、次に、キャンプサイトは電源付の区画サイトが18、フリーサイトが44など施設利用者へのサービス提供、最後に、その他付帯施設として駐車場があります。第4

条は指定管理者による管理で、A B Uキャンプフィールドの管理は指定管理者に行わせる旨の規定です。第5条は管理及び利用時間で、A B Uキャンプフィールドの休館日及び利用時間は、町長の承認を得て指定管理者が定める旨の規定です。第6条は入館の制限で、指定管理者は、公序良俗に反する者等の入館を拒否し、または退去を命じることができる旨の規定です。第7条は利用料金で、各施設の利用料金を定め、指定管理者の収入として収受させることができる旨の規定です。第8条は利用料の減免で、指定管理者は公益上その他必要があると認めるときは、町長の承認を得て利用料金を減額し、または免除することができる旨の規定です。第9条は指定管理者が行う業務で、指定管理者がA B Uキャンプフィールドにおいて行う業務についての規定です。第3条に掲げる事業に関する業務のほか、施設及び設備の維持管理に関する業務、利用料の徴収に関する業務、その他町長が必要とする業務です。第10条は委任で、この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は町長が定める旨の規定です。最後に附則がありますが、この条例は令和4年2月1日から施行するものです。以上で説明を終わります。

○**議長** 次に、議案第5号、指定管理者の指定について、執行部の説明を求めます。まちづくり推進課長。

○**まちづくり推進課長** 議案書の14ページをお願いします。議案第5号、指定管理者の指定について、ご説明します。これは、先ほど議案第4号で説明させていただきました阿武町まちの縁側拠点施設A B Uキャンプフィールドの指定管理者を指定しようとするもので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるもので。施設の名称は阿武町まちの縁側拠点施設A B Uキャンプフィールド、指定管理者は道の駅の指定管理者でもある第三セクターの株式会社あぶクリエイション、指定期間は令和4年2月1日から終期は道の駅の指定管理期間と合わせ令和7年3月31日までの3年2ヶ月



としております。以上で説明を終わります。

○議長 次に、議案第6号、町道路線の変更について、執行部の説明を求めます。土木建築課長。

○土木建築課長 議案書の15ページをお願いします。議案第6号、町道路線の変更について、説明します。本案件は、奈古地区の町道郷川線における交差点部分において、別の町道と重複となっている部分の延長を減じるもの及び同じく奈古地区町道東方筒尾線の道路改良工事が完成したことに伴う道路延長の短縮で、道路法第10条第3項の規定により議会の変更議決をお願いするものです。15ページの表は変更前、16ページは変更後であります。郷川線の実延長は1,353.2mから1,339.1mとなり14.1mの減、東方筒尾線の実延長は3,275.1mから3,264.8mとなり10.3mの短縮となります。それでは17、18ページの位置図で説明します。まず、17ページの郷川線ですが、当該道路は寺東の寺河内から郷川の右岸側沿いを釜屋方向へ向かう町道であります。途中、JA奈古大井支所横から跨線橋を渡り水ヶ迫方面へ向かう町道汐入野地線と、小学校前の踏切から野柳方面へ向かう町道畠田柳尾線との交差点があり、これらの重複部分の延長をそれぞれ9.1mと5.0mを合わせて14.1mを減ずる変更を行うものです。次に、18ページの東方筒尾線ですが、図面上の道路は、ニッタイコンクリート工業の入り口付近から土埭トンネル出口までとなっております。今回の対象は、赤色部分の山のおいせ山参道入口付近から土埭トンネル入り口までの区間で、道路改良工事の竣工に伴い延長10.3mを短縮する検討を行うものです。以上で説明を終わります。

#### 日程第10 議案第7号から日程第13 議案第10号を一括上程

○議長 日程第10、議案第7号から日程第13、議案第10号までを一括議題とします。まず、議案第7号、令和3年度阿武町一般会計補正予算(第5回)

について執行部の説明を求めます。副町長。

○副町長 それでは19ページをお願いいたします。議案第7号、令和3年度阿武町一般会計補正予算(第5回)についてご説明いたします。まず、第1条第1項は、令和3年度阿武町一般会計の歳入歳出予算の総額に対して、今回の補正額は7,165万円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を30億8,527万円とするものです。また、第2項は、歳入歳出予算の款、項の区分とその金額は、別冊補正予算書の第1表歳入歳出予算補正のとおりとするものであります。第2条の地方債の補正につきましても、別冊補正予算書の第2表のとおりとするものです。以上で説明を終わります。

○議長 続いて説明をお願いします。説明は歳出からお願いします。補正予算書14ページ、2款総務費から、副町長。

(副町長、一般管理費、財産管理費、のうそんセンター費、ふれあいセンター費について説明する。)

○議長 続いて、まちづくり推進課長。

(まちづくり推進課長、企画総務費、企画振興費について説明する。)

○議長 続いて、副町長。

(副町長、交通安全対策費について説明する。)

○議長 続いて、まちづくり推進課長。

(まちづくり推進課長、まち・ひと・しごと創生特別事業費について説明する。)

○議長 続いて、戸籍税務課長。

(戸籍税務課長 税務総務費、戸籍住民基本台帳費について説明する。)

○議長 続いて、まちづくり推進課長。

(まちづくり推進課長、指定統計調査費について説明する。)

○議長 続いて、健康福祉課長。

(健康福祉課長、社会福祉総務費、児童福祉総務費、保育所運営費、子育て世帯生活支援特別給付金給付事務費、子育て世帯臨時特別給付金給付事業費、子育て世帯臨時特別給付金給付事務費、保健衛生総務費、母子健康センター費、診療所費、保健事業費、子育て世代包括支援センター費、塵芥処理費、し尿処理費について説明する。)

○議長 続いて、農林水産課長。

(農林水産課長、農業政策費、中山間地域等直接支払事業費について説明する。)

○議長 続いて、土木建築課長。

(土木建築課長、農村整備費について説明する。)

○議長 続いて、農林水産課長。

(農林水産課長、多面的機能支払交付金事業費について説明する。)

○議長 続いて、土木建築課長。

(土木建築課長、農業水路等長寿命化・防災減災事業費について説明する。)

○議長 続いて、農林水産課長。

(農林水産課長、農地集積・集約化対策事業費、林業政策費、水産業政策費について説明する。)

○議長 続いて、まちづくり推進課長。

(まちづくり推進課長、観光費、道の駅産業振興費について説明する。)

○議長 続いて、土木建築課長。

(土木建築課長、土木総務費、道路費、橋梁費、一般単独道路事業費について説明する。)

○議長 続いて、副町長。

(副町長、消防費について説明する。)

○議長 続いて、教育委員会事務局長。

(教育委員会事務局長、事務局費、学校管理費(小)、給食センター費、社会教育総務費、町民センター費、文化財保護費、保健体育総務費について説明する。)

○議長 続いて、副町長。

(副町長、公債費(利子)について説明する。)

○議長 以上で歳出の説明を終わります。続いて、歳入に入ります。8ページ、12款、分担金及び負担金から、副町長。

(副町長、歳入、地方債補正について説明する。)

○議長 次に、議案第8号、令和3年度阿武町国民健康保険事業(事業勘定)特別会計補正予算(第3回)、について執行部の説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長 議案書の20ページをお願いします。議案第8号、令和3年度阿武町国民健康保険事業(事業勘定)特別会計補正予算(第3回)、について説明します。今回の補正は、予算の総額に133万1,000円を追加し、予算の総額を5億9,512万6,000円とするものです。それでは、別冊補正予算書の42、43ページをお願いします。歳出から説明します。

(健康福祉課長、歳出、歳入について説明する。)

○議長 次に、議案第9号、令和3年度阿武町国民健康保険事業(直診勘定)特別会計補正予算(第2回)、について執行部の説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長 議案書の21ページをお願いします。議案第9号、令和3年度阿武町国民健康保険事業(直診勘定)特別会計補正予算(第2回)、について説明します。今回の補正は、予算の総額に13万2,000円を追加し、予算の総額を5,614万円とするものです。それでは、別冊補正予算書の52、53ページを

お願いします。歳出から説明します。

(健康福祉課長、歳出、歳入について説明する。)

○議長 次に、議案第10号、令和3年度阿武町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1回)、について、執行部の説明を求めます。土木建築課長。

○土木建築課長 議案書の22ページをお願いします。議案第10号、令和3年度阿武町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1回)、について説明します。今回の補正は、予算の総額に105万円を追加し、歳入歳出それぞれ7,902万5,000円とするものです。別冊予算書の62、63ページをお願いします。歳出から説明します。

(土木建築課長、歳出、歳入について説明する。)

○議長 以上で、議案説明を終わります。

#### 日程第14 委員会付託

○議長 日程第14、委員会付託を行います。

お諮りします。ただ今議題となっております議案第1号から議案第10号については、会議規則第39条第1項の規定により、一括して阿武町行財政改革等特別委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第1号から議案第10号については、阿武町行財政改革等特別委員会に付託することに決定しました。

以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

本日は、これをもって散会とします。

全員ご起立をお願いします。一同礼、お疲れさまでした。

散会 15時57分

地方自治法第123条第2項の規定により署名します。

阿武町議会議長

阿武町議会議員

阿武町議会議員

地方自治法第123条第2項の規定により署名します。

阿武町議会議長 末 若 憲 二

阿武町議会議員 白 松 靖 之

阿武町議会議員 西 村 容 子